

鎌倉真言派の展開

— 随心院流を中心に —

平 雅 行

はじめに

本稿は、鎌倉で活躍した顕密僧の事蹟を復元する作業の一環である。鎌倉幕府と主従関係をむすんで活動した主要な顕密僧だけで三〇〇名以上にのぼる。私たちは長い間、その事実を無視してきた。そこで、膨大な数の顕密僧が鎌倉で活動していた事実を具体的に提示し、彼らが質と量の二面において鎌倉幕府を支えていたことを明らかにすることが重要と考えた。これによって、「旧仏教＝古代仏教」「幕府＝禅宗」という鎌倉新仏教史観のゆがみを具体的に明示するとともに、鎌倉幕府像をより豊かなものにする事ができる、と判断したためである。その復元作業は二〇年以上にわたっているが、いよいよそのゴールが見えてきた。

本稿では、鎌倉随、心院流を中心に、鎌倉中期に関東で活躍した真言学僧を検討したい。随心院流では、嚴海・嚴惠・嚴瑜・能嚴などを取りあげる。さらにそれ以外の法流の僧として、佐々目の守海・公寛、雪下新宮のいまみや

祐親・豪親、そして西院流の宏教などを取りあげたい。この研究は地味なものであるが、鎌倉幕府の宗教政策の歴史の変遷や、幕府と顕密仏教・禅律との関係を考察するには、避けて通れないものと考えている。

では、まず鎌倉随心院流の検討から始めたい。

第一章 鎌倉随心院流の成立と展開

第一節 親厳と随心院

鎌倉随心院流の話に入る前に、まず随心院そのものについて最初に確認しておこう。随心院は京都山科小野にある東密の寺院である。もともと随心院は、仁海が創建した曼荼羅寺の塔頭であったが、やがて随心院が曼荼羅寺を管領するようになる。随心院の歴史については、玉島実雄氏による戦前の仕事があるが、それを飛躍的に前進させたのが上島亨氏である。上島氏は、鎌倉・南北朝時代の随心院の歴史の実態を史実にもとづいて明らかにされた。また、東国の随心院流については、榎田良洪氏の研究がある。⁽¹⁾本章ではこれら先行研究を踏まえて、随心院流と鎌倉幕府との関係について検討したい。

本論に入る前にまず随心院について概観しておこう。随心院門跡の実質的な祖は親厳大僧正(一一五一～一二三〇)である。ところが『日本歴史地名大系 京都市』「随心院」は「六世顕嚴の時には順徳・後堀河・四条の三天皇の祈願所となり」と述べ、『国史大辞典』「随心院」は「六世顕嚴は法験を賞されて貞応年中(一二三二～三四)護持僧に任ぜられ、随心院は朝廷の祈願所とされた」とする。この叙述は『諸門跡譜』の記事にもとづ

いたものだが、すでに上島氏が指摘したように、『諸門跡譜』⁽²⁾ 顕嚴の記事には親嚴の記録が混入しており信頼できない。顕嚴は寿永二年(一一八三)に亡くなっており、前掲の顕嚴に関する記述はすべて誤りである。

さて、随心院の創始者である親嚴は、飛驒守中原親光の子で、掃部頭中原広季の猶子となっており、同じく広季の猶子となった大江広元・中原親能の義理の甥、または義弟に当たる。⁽³⁾ 公名は越後。伯父顕嚴の入室の弟子であり、養和元年(一一八一)に伝法灌頂をうけた。また、近江僧都尊念や兵部阿闍梨叡信・文泉坊朗澄・理法房阿闍梨隆栄からも受法している。文治三年(一一八七)には東寺小灌頂阿闍梨をつとめて已灌頂となり公請で活躍した。建保三年(一二二五)東寺三長者に兼任され、翌年より後七日御修法阿闍梨を計七回勤仕している。安貞二年(一二二八)には東寺一長者に補され、後堀河天皇・四条天皇の正護持僧に任じられたし、嘉禎二年(一二三五)にはさらに東大寺別当に補任された。「知法人」「雨僧正」と評され、天福元年(一二三三)には、幼い四条天皇が親嚴の膝の上に座って「親なう、雨ふらしたる、めてたし、又ふらせ」と語ったという。

こうした活躍もあって、親嚴の本坊である随心院は建保四年(一二二六)に御願寺とされて阿闍梨一口が寄せられ、最終的に阿闍梨が計五口となった。讃岐の善通寺・曼荼羅寺も親嚴門跡による相承が認められている。このほか度重なる法験により、朝廷より東寺西院に阿闍梨三口、同講堂に三口、高野大塔にも阿闍梨三口が寄せられた。⁽⁴⁾ 付法は、嚴海、嚴遍、俊嚴、宣嚴、嚴瑜、尊嚴(綱嚴)、嚴家(時嚴)など三〇名に及ぶ。親嚴は鎌倉で祈禱を行うことはなかったが、大江広元の親族ということもあり、鎌倉幕府とつながりがあった。承久の乱の直後、北条泰時が合戦の亡者菩提のために醍醐曼陀羅寺を再建したのも、それに関わっているだろう。⁽⁵⁾

なお、上島亨氏は、親嚴段階の随心院は「本尊や堂宇を有す寺院というよりは、「唐橋坊」と記されるよう

に、住坊としての性格が強かった」とし、「随心院が寺院として確立を遂げるのが静厳の時代である」とする。この議論の前提となったのが、『野沢血脈鈔』の次の記事である。

泉宝血脈鈔云、随心院、小野曼荼羅寺一院也、中納言阿闍梨増俊住坊也、後九条唐橋渡了、親厳僧正唐橋僧正云、此故也、其後当寺随心院渡也、

この記事をもとに、上島氏は親厳の時代に随心院が九条唐橋に移転したと考え、その段階では随心院の寺院化はいまだ不十分だったとした⁽⁶⁾。

しかし、この記述は信頼できるのだろうか。たとえば青蓮院門跡の場合、頻繁な公請に応じるため、青蓮院は山上本坊とは別に洛中本坊(三条白川坊、吉水坊)をもっていたし、三宝院満濟も、醍醐三宝院とは別に洛中の鷹司万里小路に「京門跡法身院」を有している⁽⁷⁾。このことからすれば、随心院が親厳の唐橋住坊に移転したのではなく、その拠点が小野と唐橋の二箇所になったと見るべきだろう。実際、建保四年(一二二六)の勅賞で「小野本坊随心院」に阿闍梨一口が寄せられたし、承久元年(一二一九)には「本房随心院、加置阿闍梨二口」かれ、寛喜三年(一二三二)にも「加置阿闍梨二口於随心院」かかれている。こうして、小野の随心院に計五口の阿闍梨が寄せられた。また、寛喜元年の宣旨で小野の曼荼羅寺にも三口阿闍梨が置かれ、さらに嘉禎二年(一二三六)には仁王經法の勅賞で、親厳の没後に、「被寄置阿闍梨於本房密花園院」、「被寄置阿闍梨三口於住房密花園院」畢のように、親厳の「本房」「住房」に阿闍梨三口が寄せられた⁽⁸⁾。この「本房密花園院」が親厳の唐橋住坊であろう。朝廷から阿闍梨が寄せられたのを機に、親厳の唐橋住坊は「密花園院」と名のるようになった。

つまり、朝廷は親嚴の時代に小野の随心院に五口の阿闍梨を寄せ、曼荼羅寺に三口阿闍梨を、そして親嚴の唐橋住坊(密花園院)に三口の阿闍梨を置いたのだ。こうして随心院流は、小野の随心院・曼荼羅寺と、九条唐橋の密花園院という二つの拠点を持つようになったのであり、唐橋に吸収されたのではない。朝廷から阿闍梨の設置を認められた御願寺が、寺院化していないとの議論はそもそも成り立ちがたい。随心院流にとって静嚴(二条実経息)の存在は確かに重要であるが、それは静嚴の時代に寺院化を遂げたからではない。彼の時代に門跡化を遂げたからである。上鳥氏の随心院研究は貴重なものだが、先駆的業績ゆえの瑕疵が若干ある。以上を踏まえて、鎌倉随心院流の検討に入りたい。

第二節 鎌倉明王院の嚴海

随心院流と鎌倉幕府が直接関わりをもつようになるのが、鎌倉中期の嚴海からである。嚴海の鎌倉滞在は短いものの、これを契機に多くの随心院流僧侶が鎌倉に赴いた。嚴海僧正(一一七三〜一二五二)は親嚴の嫡弟である。蹴鞠の名手である刑部卿三位藤原頼輔の孫で、刑部卿頼経の子であるが、頼経の猶子とする説もある。和歌・蹴鞠に卓越した飛鳥井雅経は舎兄にあたる。ただし、『尊卑分脈』には嚴海の名はみえない。公名は助。建仁元年(一一〇二)十二月に親嚴から伝法灌頂を受け、親嚴の勳賞の譲りで、権律師、権少僧都、権大僧都、さらに嘉禎元年(一二三五)には権僧正に補されている。親嚴の庇護が手厚い嫡弟と言えるだろう。

建保四年(一一二六)後七日御修法で親嚴の伴僧をつとめ、八宗奏を担当したのが公請の初見である。建保五年には順徳天皇中宮の御産(明義門院誕生)で五壇法協壇を勤仕し、六年には同じく中宮の御産(仲恭天皇誕生)で

愛染王法を修した。承久元年には後鳥羽不予で、また同三年には承久の乱で五壇法脇壇を勤修している。乱後においても、貞応四年(一二二四)の後七日御修法で親嚴の伴僧をつとめたのはじめとして、寛喜二年の天変などで五壇法脇壇を勤仕し、九条道家のための祈禱も行っていた。⁽⁹⁾

天福二年(一二三四)七月、將軍室である竹御所が産死すると、將軍九条賴経が親嚴に対し、嚴海の関東下向を求めた。『明月記』(冷泉家時雨亭叢書)天福二年九月十一日条によれば、親嚴が定家のように話している。

東大寺別当事、過_二御中陰_一、可_レ被_二仰下_一由、有_二御約束_一云々、関東將軍家、俄被_レ召_二嚴海法印_一(非_二日比事_一者、無_レ断之由申云々)

ここでは二つのことが記されている。一つは東大寺別当の人事であり、もう一つは將軍賴経による嚴海の指名である。この二つはいずれも竹御所の産死と深く関わっている。

源頼家の娘であった竹御所は、頼朝の血をひく唯一の人物であった。⁽¹⁰⁾ それゆえ、將軍九条賴経と竹御所との間に生まれた子に將軍職を継承させれば、頼朝以来の源氏の血統を何とか保つことができる、北条泰時らはそう考えた。ところが最初の御産で竹御所もその子も亡くなってしまい、その構想は破綻した。御産祈禱の中心であった定豪はその責任をとって、東大寺別当と東寺二長者を辞した。それをうけて、「御中陰」後に東大寺別当の仰せが親嚴になされる、と「御約束」があったという。この「御中陰」は七月二十七日に亡くなった竹御所の中陰とも考えられるが、八月六日には治天の君である後堀河院が薨逝しており、むしろ後堀河上皇の中陰と考えるべきだろう。

では、親嚴に別当補任の「御約束」をしたのは誰か。後堀河が亡くなって四条天皇の親政となったが、天皇

はわずか四歳であり、「御約束」の主体とはなり得ない。残るは摂政九条教実と、その父大殿の九条道家であるが、この時期の政治状況からして、「御約束」は道家のものと考えるべきだろう。とはいえ、この別当職を多くの者が「競望」しており、実際には三論宗の頼惠法印が任じられ、親厳は頼惠の没後に東大寺別当に補任されている。もともと藤原定家によれば、九条道家は神仏への立願ですら平気で反古にする人物だ。そうである以上、親厳への「御約束」が守られなかったのも無理はない。⁽¹¹⁾

そして道家は、東大寺別当職の補任をちらつかせながら、「將軍頼経が突然厳海の下向を求めてきた」と述べた。しかも、それは、非常事態ゆえ断りを許さない、という命令に近いものであった。竹御所の御産祈禱は、定豪・光宝・定親・良瑜・静尊ら十三壇で行われた。⁽¹²⁾ 仁和寺忍辱山流の定豪・定親・定清ら、勤修寺流の光宝・静尊、安祥寺流の良瑜らの祈禱に効き目がなかった以上、將軍護持体制の補強は喫緊の課題である。そこで將軍頼経は随心院流の厳海の下向を求めたのだ。

とはいえ、厳海へのこの指名が將軍頼経によるものとは考えがたい。第一に厳海には、これといった祈禱実績がない。厳海の官位昇進はすべて親厳の勸賞の譲りであった。厳海が祈禱で唯一勸賞を得たのが、寛喜三年(二二三二)の四条天皇誕生祈禱である。⁽¹³⁾ この時、厳海は五壇法脇壇を勤修したが、男子誕生ということで、五壇法阿闍梨全員に勸賞が行われた。これが唯一の祈禱実績である。鎌倉にいた將軍頼経が、厳海を知っていたとは考えがたい。

第二に、『明月記』によれば、將軍頼経が厳海に直接、鎌倉下向を求めたのではない。九条道家が親厳に對し、厳海の鎌倉行きを要請したのだ。当時、親厳は雨乞いで高い名声を得ていたし、九条道家もみずからの護

持のため、親厳に天福二年(二三三)正月に五壇法を、そして四月に如法尊勝法を依頼していた。そして、厳海は前者の脇壇、後者で護摩壇を勤修している。⁽¹⁴⁾つまり道家は親厳と厳海を知悉しており、また親厳の祈禱に高い信頼を寄せていた。とはいえ、親厳は東寺一長者であり、四条天皇(道家外孫)の護持僧である。親厳の鎌倉下向はあり得ない。そこで道家は、將軍護持体制を補強したいとの頼経の申し出をうけて、親厳の嫡弟である厳海を指名し、鎌倉行きを要請したと考えられる。厳海の鎌倉下向は、將軍頼経の直々の指名の形をとっているが、実際には厳海を選んだのは九条道家と判断すべきだろう。

こうして厳海は鎌倉に下向し、文暦二年(二三五)六月、明王院(五大堂)供僧に任じられ同供養の職業に参じている。翌七月に新阿弥陀堂で竹御所の周忌仏事が行われたが、厳海が曼陀羅供大阿闍梨をつとめた。嘉禎三年(二三七)六月には、北条政子十三回忌のために行われた大慈寺一切経供養の導師をつとめ、大慈寺新御堂供養では祝願と鎮壇供を勤仕するなど、顕著な活躍をみせている。しかし嘉禎二年に親厳が亡くなると、厳海は京都随心院の門首としての役割も担わざるを得なくなる。嘉禎四年三月、東寺三長者に補任されると、厳海は翌月、東寺で拜堂を行い、翌年の東寺御影供を勤仕した。延応元年(二三九)四月には鎌倉に戻って月蝕祈禱を勤修し、十一月には九条頼経が寵愛する大宮殿の御産で験者をつとめて、頼嗣の誕生祈禱を成功させた。⁽¹⁵⁾間もなく厳海は上洛して延応二年の後七日御修法大阿闍梨を勤仕し、三月には東寺御影供に参仕している。

四月には成源・珍誉とともに頼嗣の御祈衆に選任されたが、同年冬には東寺結縁灌頂大阿闍梨をつとめた。さらに仁治二年(二四一)六月には神泉苑で孔雀經の読経をおこない、仁治三年二月、東寺一長者に補され後嵯峨天皇の正護持僧となった。ところが、金剛峯寺が大伝法院を襲撃・全焼させる事件が勃発し、そのあおりで

嚴海は、仁治四年正月に一長者・護持僧を辞任している。⁽¹⁶⁾

その後、寛元元年(一二四三)四月から七月に随心院で快嚴・成宣・顕尚・嚴寛に伝法灌頂を行い、また宝治二年(一二四八)十月に嚴忠・嚴舜に伝法灌頂を行った記録が残っているが、それ以外の動静は不明である。この時期、鎌倉では九条頼経と北条得宗との抗争が激化しているが、鎌倉での祈禱僧に嚴海の名は見えない。延応二年以降、嚴海が鎌倉に戻ったとは考えにくい。

その事情を示唆するのが、建長二年嚴海讓狀の「將軍家御祈所神崎・吉原両所事、去寛元二年比所勞之間、讓(宣嚴)弁僧止(宣嚴)候了」の記載である。⁽¹⁷⁾つまり、嚴海は上洛後も將軍頼嗣の御祈衆として護持祈禱に従事していたが、病のため、それを嫡弟の宣嚴に譲ったという。東寺一長者を辞した後、嚴海は鎌倉はもとより、京都においても公請活動が皆無となったが、その原因は病であった。頼嗣の護持祈禱を京都でも行えないほど、嚴海の体調は悪化していた。折りをみて弟子への伝法灌頂を行っているが、建長三年(一二五二)四月に七十九歳で亡くなっている。嚴海は結局、延応二年冬以降、鎌倉に戻ることなく終わったのである。

鎌倉での嚴海の所職は明王院供僧であったことしか分からない。しかし、彼の地位がその程度のものとは考えにくい。第一に將軍頼経が直々に嚴海を指名する形で鎌倉下向を懇請したこと、第二に明王院は九条頼経が創建した御願寺であること、第三に嚴海付法の嚴恵が後に明王院別当となっていること、以上からすれば、嚴海が明王院別当に任じられた可能性は十分にある。ちなみに、明王院が建立された翌年、明王院初代別当であった定豪が、東寺一長者に就任するため嘉禎二年(二三三)十一月に鎌倉を去っている。恐らく嚴海は定豪の後任、もしくは定豪―光宝の後任として明王院別当になったと推測できる。⁽¹⁸⁾

小括すれば、本節では以下のことを明らかにした。①將軍護持祈禱体制を補強したいとの頼經の要請をうけて、九条道家は親嚴に嫡弟の嚴海の下向を命じた。②嚴海は鎌倉では明王院供僧・別当に補任され、頼嗣の誕生祈禱を成功させてその御祈衆となった。③親嚴が死没すると、嚴海は随心院の門首として、京・鎌倉を往還することを余儀なくされた、④嚴海は延応二年以降は、体調の悪化もあって鎌倉に戻ることがなかった。

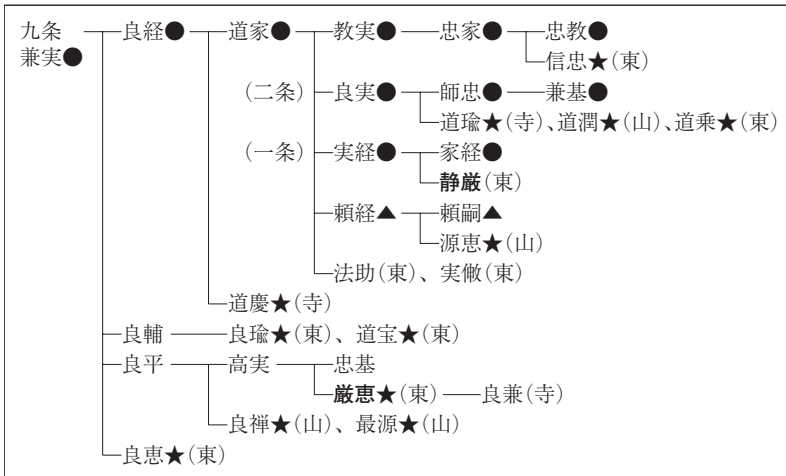
第三節 將軍宗尊の護持僧嚴恵

次に嚴恵に移ろう。この人物は鎌倉随心院流の中核的存在として、大きな足跡を残した。嚴恵法印権大僧都(一二二六?)は嚴海の嫡弟である⁽¹⁹⁾。関白九条兼実の曾孫であり、太政大臣良平の孫、大納言高実の子である。参議忠基は嚴恵の弟にあたる(図1)。祖父良平の左大臣を公名とし、弘誓院と称した。初名は良観である。建長元年(一二四九)十月に、二十四歳で嚴海から本坊の密花園院で伝法灌頂をうけたのが初見であり、これを機に嚴恵に改名したと考えられる。建長二年の後七日御修法で宣嚴の伴僧として増益護摩を修し、宣嚴への勸賞の譲りで権少僧都から法印に叙せられた。また、建長二年三月には、嚴海から讃岐国神崎・吉原庄を譲られている。宣嚴に譲った料所を与奪して、嚴恵に譲りなおしたものだ。

さて、問題は嚴恵が関東に下向した時期である。寛元・宝治・建長の政変によって鎌倉では政治的激動が続いているため、鎌倉に行った時期の確定が重要となる。これに関わるのが『野沢血脉集』の次の記事である。⁽²⁰⁾

宣嚴院務後、無_レ程入滅、仍被_レ讓_二嚴恵法印_一畢、彼嚴恵法印、嚴海僧正灌頂弟子、宣嚴受法云々、関東五大堂別当也、宣嚴入滅刻、自_二関東_一上洛、靜嚴入室門跡等事、被_レ申_二付_一之、後亦下_二向_一関東_一刻、親杲可

図1 嚴恵の略系図



(注) ●は摂政関白、▲は將軍、★は鎌倉で活動した僧侶。『尊卑分脈』をもとに作成した。

レ加ニ扶持ニ云々之由、被ニ計申ニ間、彼法印辞ニ東寺供僧一、還ニ住随、心院一、其後嚴恵又雖レ有ニ上洛一、聊有ニ悪名子細ニ間、遁ニ世弘誓院一、即靜嚴對ニ親泉法印一、有ニ灌頂ニ之由、内々被ニ計申ニ間、對ニ親泉ニ灌頂受法畢、ここでは、次のことが語られている。①鎌倉から上洛した嚴恵に対し、臨終間近な宣嚴は靜嚴の入室と随心院門跡の差配を委ねた。②嚴恵は再び鎌倉に下向するに際して、門跡の扶持をするよう親泉に申し付けたため、親泉は東寺供僧を辞して随心院に還住した。③その後嚴恵は再び上洛したが、「悪名子細」により遁世し、靜嚴の伝法灌頂を内々取り計らったので、靜嚴は親泉から受法した。

これによれば、宣嚴が死没する前に嚴恵が鎌倉に下向していたことになるが、この記事はどの程度、信頼できるのだろうか。具体的検討に入る前に、靜嚴についての基礎的情報を確認しておこう。

靜嚴大僧正(一二四五〜九九)は、摂政関白・氏長者を

つとめた一条実経の息であり、九条道家の孫にあたる。⁽²¹⁾ 厳舜について出家し、親泉より伝法灌頂をうけた。また、叔父の実做法印権大僧都(道賢)からも重受して醍醐寺金剛王院を相承している。文永三年(一二六〇)に左大臣法印厳恵が失脚・遁世すると、静厳は二十二歳の若さで随心院を継承した。弘安八年(一二八五)に東寺四長者に兼任されて翌々年の後七日御修法をつとめ、正応二年(一二八九)から正応五年まで一長者となった。その間、水天供や日蝕祈禱で法験を示し、正応四年より六年まで醍醐寺座主をつとめ、永仁七年正月に死没している。この静厳より、随心院は一条家出身者が相承するようになり、随心院が門跡としての地位を確立するようになった。

以上を踏まえ、『野沢血脈集』の記事の検討に入ろう。まず、③には明らかな事実誤認がある。厳恵が「悪名子細」により上洛・遁世したのは、將軍宗尊の失脚にともなうもので、文永三年六月のことである。しかし、静厳が親泉から密花園院で伝法灌頂を受けたのは、その二年前の文永元年六月である。⁽²²⁾ ここには明らかな時間の齟齬があり、この記事の信頼性を損ねている。

ただし、②にあるように、厳恵が親泉に随心院の留守を命じたのは事実であろう。第一に、親泉は建長四年(一二五二)まで東寺金堂供僧であったが、それ以降は東寺の記録から消えている。他方で親泉は、建長六年十月より密花園院や弘誓院で盛んに伝法灌頂を行っており、親泉が随心院を管理していたのは事実と認められる。⁽²³⁾ 第二に、厳恵は建長四年に將軍宗尊の護持僧に任じられて以降、失脚するまで、一貫して鎌倉で活動を続けている。鎌倉を離れることのできない厳恵にとって、随心院の留守を託せる僧侶は必要不可欠である。

第三は静厳への伝法灌頂である。静厳は文永元年(一二六四)六月に親泉から伝法灌頂をうけたが、同年十月

に二十歳で権少僧都に補任されており、摂関家の子弟としてはその昇進が異様に遅い。これには父一条実経の失脚と復権が介在している。寛元四年（一二四六）の宮騒動の余波で、翌年正月、幕府の要求によって一条実経は摂政・内覧・藤氏長者の辞任に追い込まれ、閉門蟄居した（寛元の政変）。さらに建長三年（一二五二）末に九条家の謀反が発覚して九条家一門が勅勘に処され、將軍九条頼嗣が廢された（建長の政変）。九条家で唯一処分を免れたのが、九条道家から義絶された二条良実である。そして、弘長三年（一二六三）八月、一条実経は二条良実と和解して左大臣に還任され、その翌年に、親泉から静厳に伝法灌頂が行われた。静厳の伝法灌頂には、一条家の政治的復権が密接に関わっており、そこには高度な政治性が介在している。それだけに、『野沢血脈集』がいうように、鎌倉の嚴恵が政治状況を慎重に見計らいながら「内々被_レ計申_レ」た可能性が高い。静厳への伝法灌頂の主導権は、親泉ではなく、嚴恵がもっていたとみるべきだろう。『野沢血脈集』がいうように、親泉は随心院の留守を任されており、親泉の伝法灌頂も嚴恵の代理であった。親泉は嚴恵よりも三十九歳の年長であったが、九条家出身の貴種嚴恵にとって、大夫層出身の親泉は、知法と従順さの二点において、留守を託するにふさわしい存在だったのである。

『野沢血脈集』の記事には明らかな誤りがあるものの、②③には史実を反映した記述もある。となれば、①についても、一定の歴史的裏付けがあった可能性が高くなる。建長三年（一二五二）八月二十七日に宣嚴が死没するが、『野沢血脈集』はその直前に嚴恵が関東から上洛したという。これは事実と考えてよいのだろうか。

ここで留意すべきは、随心院文書の嚴海讓状である。⁽²⁴⁾

將軍家御祈所神崎・吉原両所事、去寛元二年比所勞之間、讓_二弁僧正_一候了、而今有_二申合之旨_一、可_レ奉_レ与_二

奪左大臣法眼嚴惠_二之由、申候歟、(九条頼嗣)当將軍家則御親類也、如_二御祈_一、尤可_レ有_二便宜_一、可_レ異_レ他候歟、神妙之

由相存候、早如_レ此讓進之由、直被_レ触_二申関東_一、無_二相違_一可_レ被_二相伝_一候也、恐々謹言

建長二年三月三日

(嚴海)
前僧正(花押)

この讓状によれば、(1)將軍家御祈所である神崎・吉原庄は、病悩のために寛元二年に嚴海が宣嚴に讓つた、(2)嚴惠は將軍頼嗣の親類なので、將軍の護持祈禱にふさわしいとして、祈禱料所を嚴惠に与奪するよう、宣嚴が嚴海に進言した。それを承けて、(3)嚴海は両庄を嚴惠に譲りなすとともに、「早如_レ此讓進之由、直被_レ触_二申関東_一、無_二相違_一可_レ被_二相伝_一候也」と述べている。つまり嚴海は、この讓状の安堵を直接幕府に要請するよう指示している。『野沢血脈集』①の記述と考え合わせれば、嚴惠は讓状の安堵を求めて鎌倉に向かったと考へるべきだろう。

こうして嚴惠は鎌倉に下向したが、安堵は容易に出なかつた。交渉に手間取るなか、建長三年四月に嚴海が死没し、八月には宣嚴が危篤となる。あわてて上洛した嚴惠は、臨終間近な宣嚴から秘密大事を重受された。宣嚴の死をみとつてから、嚴惠は再び鎌倉に向かうが、同年末に九条家の謀反が発覚し、九条家一門は勅勘をうけて籠居する。さらに建長四年二月、幕府は將軍頼嗣を廢して追放し、頼嗣護持僧の成惠・実暹も同心帰洛して鎌倉を去つた。⁽²⁵⁾このように嚴惠の鎌倉滞在中に、大きな政治的変動がおきている。しかし嚴惠はこの混乱に巻き込まれなかつた。それを示すのが、次の二点の讃岐善通寺文書である。⁽²⁶⁾

讃岐国神崎・吉原両庄地頭職事

右、可_レ為_二左大臣法印御房沙汰_一之状、依_二將軍家仰_一、下知如_レ件、

建長四年九月十六日

(北条時頼)
相模守平朝臣判
(北条重時)
陸奥守平朝臣判

序宣 留守所

可_下早停_二止国衙使入部_一、任_二寛喜元年宣旨状_一、永為_二東寺末寺_一、前大僧正親嚴門跡相伝_上善通・曼荼羅両寺事

右、彼両寺者、為_二東寺末寺_一、前大僧正親嚴可_二門跡相伝_一之由、寛喜元年宣旨分明也、早可_レ停_二止国使入部_一之状、所_レ宣如_レ件者、留守所宜承知、依_レ件用_レ之、以宣、

建長四年九月 日

左近衛権少将兼大介藤原朝臣(花押)

建長四年(一二五二)九月、幕府は讃岐国神崎・吉原両庄地頭職を「左大臣法印」嚴恵に安堵し、同月に讃岐国司も善通寺・曼荼羅寺の不入権と、親嚴門跡による両寺の相伝を再確認している。

まず、神崎・吉原両庄は、もともと將軍頼嗣の護持祈禱のための料所であったが、將軍宗尊に代わってから嚴恵に安堵された。このことは、『血脈類集記』がいうように、嚴恵が幕府から「鎌倉將軍家三品中書王宗尊護持僧」に任じられたことを意味している。また、後者の文書では、讃岐の善通・曼荼羅寺を「親嚴門跡相伝」することを国司が再確認している。この時期、讃岐の知行国主が洞院実雄であり、⁽²⁷⁾実雄と後嵯峨上皇との

親密な関係を思えば、これは治天の君である後嵯峨院が、厳恵を「親嚴門跡」の継承者と認定し、厳恵による善通寺・曼荼羅寺の知行を安堵したことを意味していよう。つまり厳恵を宗尊の護持僧に任じて、「親嚴門跡」としての知行権を安堵することは後嵯峨と北条時頼との一致した考えであった。

厳恵は広い意味での九条家一門とはいえ、九条道家や頼経・頼嗣との関係は希薄であった。師の厳海は將軍頼経の懇請で鎌倉に下向し、將軍頼嗣の護持僧となったが、延応二年（一二四〇）に上洛して後は、体調を崩して頼経・頼嗣との直接的関係が切れている。また、頼嗣御祈僧を継承した宣嚴は、九条道家や頼経・頼嗣と直接的な関わりがあったわけではなく、厳恵も同様である。

鎌倉の顕密仏教界は、これまで將軍九条頼経の主導で発展してきた。それだけに、九条家一門の影響力を排除しながら、將軍宗尊の護持体制を構築するのは容易でない。そこで、九条道家・頼経との関わりが希薄な随心院厳恵が護持僧に選ばれ、その祈禱料所と善通寺・曼荼羅寺への知行が朝幕から安堵されたのである。

以上を踏まえて、鎌倉での厳恵について、改めて確認しておこう。先にも述べたように、厳恵は建長四年に宗尊の護持僧に任じられて以降、文永三年（一二六六）六月に逐電・遁世するまで、一貫して鎌倉で活動を続けた。幕府僧（幕府と主従関係をむすんだ僧侶）が上洛するには、幕府の許可が必要であったので、これは上洛の許可が將軍宗尊から出なかったか、あるいは厳恵が上洛の申請を差し控えたか、のいずれかである。

『血脈類集記』によれば、厳恵は鎌倉では明王院別当に補され、「御持仏堂別当」でもあったという。厳恵が明王院北斗堂で嚴譽・嚴舜に伝法灌頂を授けていることからすれば、明王院別当は事実と認めてよい。また、「御持仏堂」は一般に將軍頼経創建の久遠寿量院を指すが、久遠寿量院の別当次第に厳恵の名は見えない。た

だし、建長四年十一月に將軍御所と持仏堂が新造され、嚴恵が新御所持仏堂の供養を行っている。そのことからすれば、久遠寿量院とは別に將軍の御所持仏堂が新造され、嚴恵がその別当に補任されたとも考えられる。⁽²⁹⁾

嚴恵は、宗尊の護持僧としてさまざまな祈禱に従事した。建長六年(一二五四)六月には月蝕祈禱を命じられたし、八月には將軍御所持仏堂で行われた彼岸の法華懺法の結願導師をつとめている。建長八年の宗尊の不例では松殿法印良基と藥師護摩を修したし、文応元年(一二六〇)宗尊の赤痢では安祥寺良瑜・松殿法印良基・勝長寿院法印最信らとともに七座法を勤修した。また、弘長元年(一二六一)・弘長三年には將軍祈禱のため、御所近辺の建物が嚴恵の壇所・休所として点定されている。⁽³⁰⁾

嚴恵は幕府祈禱でも重要な役割を果たした。建長八年には洪水・冷夏のため、鶴岡八幡宮別当隆弁と嚴恵らに「天下泰平御祈禱」が命じられたし、正嘉元年(一二五七)の大慈寺供養では、曼荼羅供の大阿闍梨として、三位僧正頼兼・安祥寺僧正良瑜・若宮別当僧正隆弁・日光法印尊家・松殿法印良基・左大臣法印嚴恵の六名が候補に挙がっている。この時は頼兼が阿闍梨となったが、翌年六月の勝長寿院供養では頼兼を除いた五名が曼荼羅供大阿闍梨の候補となり、闍で良基が選任された。また、弘長元年の鶴岡大仁王会は請僧一〇〇口という大規模なものであったが、その人選を「長福寺・^(隆弁)安祥寺・^(良瑜)両僧正并左大臣法印嚴恵等宿老僧綱等」が行っており、嚴恵は隆弁・良瑜とともに「宿老僧綱」と目されていた。嚴恵は將軍護持僧であるだけでなく、鎌倉仏教界の「宿老」として幕府祈禱の中核を担ったのである。このほか、將軍宗尊の歌合に参加したし、書も巧みだった⁽³¹⁾ようので、願文の清書をしばしば任されている。

ところが、文永三年(一二六六)、松殿僧正良基と將軍御息所近衛宰子との密通が露見する。これを契機に宗

尊側近の陰謀が発覚したとして、同年七月に將軍宗尊が京都に追放された。身の危険を感じた嚴恵はその直前に逐電し、京都に戻って弘誓院に通世・籠居することになる。『尊卑分脈』によれば、嚴恵には良兼法印(寺門)という実子がいたという。⁽³²⁾

小括すれば、本節で以下のことを明らかにした。①嚴恵は嚴海から相承した將軍九条頼嗣御祈衆の安堵を求めて鎌倉に行ったが、その安堵は容易に出なかった。②建長の政変を機に、九条家一門が排除され將軍頼嗣も追放されたが、彼らとの関係が希薄であったため、嚴恵は幕府から將軍宗尊の護持僧に任じられ、朝廷からは親嚴門跡の継承者として知行を安堵された。③嚴恵は明王院別当に任じられて、將軍祈禱に従事したほか、鎌倉の宿老として幕府祈禱にもたずさわった。④護持僧となった嚴恵は鎌倉を離れることが叶わなかったため、親臬に随心院の留守を託し、一条実経が復権すると、嚴恵は静嚴への伝法灌頂を親臬に命じた。⑤將軍宗尊の謀反露見により、嚴恵は鎌倉を出奔して京都に逃れ、通世・隱遁することになった。

第四節 親嚴の弟子たち

鎌倉随心院流は嚴海から始まるが、嚴海・嚴恵以外にも多くの幕府僧を輩出した。本節では親嚴の弟子の動向をみておこう。取りあげるのは、嚴瑜・嚴雅・経嚴・尊嚴である。まず嚴瑜は、光宝について、鎌倉で伝法灌頂を行ったことで重要である。嚴瑜権少僧都の生没年は不詳。親嚴の灌頂弟子であり、嚴海の甥とも舎弟ともいう。嚴海は刑部卿三位藤原頼輔の子であるので、頼輔の子または孫ということになる。公名は大輔で、朝暹が初名である。建永元年(一二〇六)、東寺安居に出席したことが史料上の初見である。建暦二年(一二二二)に

は東寺御影供の執事をつとめ、建保四年(一二二六)・五年には親嚴の後七日御修法の伴僧として出仕し、建保五年七月に東寺定額僧を辞した。そして建保六年二月に親嚴の唐橋坊で伝法灌頂をうけ、寛喜二年(一二三〇)親嚴の勸賞の譲りで権律師に補されている。同年に朝遍から嚴瑜に改名して、寛喜三年・文暦二年(一二三五)の後七日御修法でも親嚴の伴僧をつとめた。⁽³³⁾

鎌倉では、延応元年(一二三九)十二月が初見である。⁽³⁴⁾その前年に嚴海が東寺三長者に補任されて上洛していることからすれば、随心院門首として東西往還が必要となる兄の代理として、嚴瑜が鎌倉の留守を託されたこととみるべきだろう。そして延応二年正月には慧星祈禱として五大虚空蔵護摩を修し、寛元二年(一二四四)五月には將軍頼嗣の病悩平癒のために十壇閻魔天供を勤仕した。

嚴瑜で重要なのは、鎌倉での授法である。延応元年十二月に嚴朝に随心院流を授けている。この時は印明の授与だけであったが、嚴瑜は鎌倉で伝法灌頂を行った二人目の僧侶である。寺門派の場合、伝法灌頂を鎌倉で行うことは認められていない。東密でも、当初は定豪のように必ず師弟ともに上洛して伝法灌頂を行っていたが、光宝より鎌倉での伝法灌頂が始まった。延応元年四月に光宝が亡くなると、嚴瑜は光宝に代わって授法を行い、宝治元年(一二四七)五月には「雪下住房」で嚴雄と能嚴に、同年九月には「大倉権大夫殿薬師堂」¹¹ 覚園寺で隆禪に伝法灌頂を授けている。ここで「雪下住房」とみえるので、嚴瑜が鎌倉で所職を得ていたことがわかる。雪下には鶴岡八幡宮の僧坊と、新宮^{いまみや}とがあるが、鶴岡供僧に嚴瑜の名がみえないので、新宮の住坊ということになるだろう。雪下新宮は後鳥羽の怨霊鎮撫のため、宝治元年四月に勧請されているので、嚴瑜は創建とともに新宮供僧に補任され、その住坊で授法したことになる。

嚴瑜は將軍祈禱でさほど重用されなかったため、宮騷動や宝治合戦の影響を受けることなく活動することができた。関係記事の下限は宝治元年九月であるので、程なく鎌倉で死没したのであろう。付法の弟子のうち、能嚴僧正は久遠寿量院別当として長年にわたって活躍し、嚴雄法印も鎌倉で活動している。

嚴雅権少僧都(一二二一?)は、親嚴の灌頂の資である。³⁵⁾刑部卿藤原頼経の孫であり、参議飛鳥井雅経の子である。叔父には嚴海・嚴瑜がいる。兄弟の教雅・教定の母は大江広元女であるし、姉妹の一人は安達義景の妻であるなど、一族は鎌倉と関係が深い。初名は嚴増で、公名は侍従・刑部卿である。「知法稽古之仁」といわれ、密教の造詣が深かった。嘉禄二年(一二二二)に東寺西院阿闍梨に補任されたのが初見である。安貞三年(一二二九)より計三度、後七日御修法で親嚴の伴僧をつとめ、寛喜元年(一二二九)三月、経嚴と同日に親嚴から伝法灌頂をうけた。仁治元年(一二四〇)末の僧事で権律師に補されている。そののち、嚴増から嚴雅に改名し、寛元元年(一二四三)七月に、鎌倉明王院で憲深が守海に灌頂をさずけた時の色衆に参じた。建長二年(一二五〇)の後七日御修法で宣嚴の伴僧として息災護摩を修し、その後、再び鎌倉に赴き、建長五年(一二五三)から正嘉元年(一二五七)末まで、定清・守海・良瑜の伝法灌頂で色衆をつとめている。さらに弘長元年(一二六二)八月より弘安三年(一二八〇)三月まで、嚴宝(嚴智)・嚴寛・嚴忠・俊瑜・教嚴・頼賢・祐尊に、明王院別当坊や「二階堂住房」で伝法灌頂を授けた。明王院別当坊は恐らく嚴恵から借りたものであろう。また、「二階堂住房」とあることからして、嚴雅は永福寺供僧であったと考えられる。鎌倉では授法関係の記事だけで、幕府祈禱に携わった記録は確認できない。祖父の藤原頼経や父雅経が和歌に秀でていたこともあり、京都では藤原定家と交流があり、弘長元年の宗尊親王百五十番歌合に参じている。和歌は『続古今和歌集』『統拾遺和歌集』『隣女

和歌集』『東撰和歌六帖』などに入集している。

経厳律師（一一九六〜？）は、出自は不明。公名は播磨である。⁽³⁶⁾ 親厳と厳海の灌頂資であり、「知法名譽」と讃えられた碩学である。建保五年（一二一七）に東寺定額僧に補任されたのが史料上の初見である。安貞三年（一二一九）より三度、親厳の後七日御修法の伴僧をつとめ、寛喜元年に親厳から伝法灌頂をうけた。さらに延応二年（一二四〇）厳海の後七日御修法の伴僧に参仕し、同年末、厳海の勳賞を譲られて権律師に任じられている。建長四年（一二五二）には経厳が「光明峯寺私房」で厳朝に伝法灌頂を授けているので、九条道家が建立した光明峯寺の供僧でもあったようだ。

鎌倉では、建長七年に新阿弥陀堂供僧に補任された。新阿弥陀堂は山内や梅谷にもあるが、これは大慈寺にあった阿弥陀堂である。ここの供僧実運は將軍頼嗣の護持僧であったため、頼嗣の追放で同心帰洛した。その所職が没収され、経厳がその跡に任じられたのである。恐らく経厳は、宗尊護持僧となった厳恵の誘いで、鎌倉に來たのだらう。そして、能厳に伝法灌頂を授けたほか、正嘉元年（一二五七）十月大慈寺供養に職衆として出仕している。正元元年（一二五九）十月には新阿弥陀堂供僧職の「経厳律師跡」に弟子澄厳が補任されているので、その間に死没したと思われる。灌頂の弟子には、厳朝・澄厳・能厳の三名がいる。

尊厳法印権大僧都（一一九六〜？）は、大膳大夫藤原家綱の息であり、親厳の灌頂資である。⁽³⁷⁾ 後に俊厳から重受した。従兄弟に、同じく随心院流の能厳・厳濟がいる。公名は民部卿で、初名は綱厳である。承久元年（一二一九）親厳から伝法灌頂をうけた。建保四年（一二一六）から文暦二年（一二三五）まで四度の後七日御修法で親厳の伴僧をつとめ、寛喜三年の御齋会では八宗奏を担当している。

鎌倉では、嘉禎三年（一二三七）六月、大慈寺新御堂供養のための五壇法で脇壇をつとめた。このときは厳海が鎮壇供を勤修しており、翌年正月の後七日御修法では大阿闍梨厳海の伴僧に参じている。尊厳は厳海を補佐するため、鎌倉に来たと思われる。仁治元年（一二四〇）末の僧事で権少僧都から権大僧都に昇任し、その後は京都で九条道家や法助への伝法灌頂に参仕した。帰洛後の厳海が体調を崩して活動を控えるようになると、尊厳は醍醐寺実賢に接近した。そして、宝治二年（一二四八）末に実賢が東寺一長者に補されると、尊厳は醍醐寺実賢に接近した。さらに、宝治三年の後七日御修法では実賢の伴僧をつとめ、同年三月の東寺拜堂では実賢の扈從に参じている。正嘉二年（一二五八）に厳助に伝法灌頂を受けたのが、今のところ活動記録の下限である。

なお、尊厳の事蹟かどうか、検討を要する記事が三つある。『吾妻鏡』延応元年（一二三九）十一月二十一日条によれば、九条頼嗣の誕生祈禱で活躍した僧侶に禄を与えているが、その「験者」の一人が「民部卿僧都」である。『同』寛元二年（一二四四）六月三日条では天変祈禱が行われ、將軍頼嗣分の祈りとして道慶大僧正が北斗護摩、そして「民部卿法印」が薬師供を修している。さらに、『同』寛元三年二月二十五日条によれば、大殿頼経の病悩平癒の七壇薬師修法が行われ、そのうちの壇を「民部卿法印」がつとめている。この時期、鎌倉で活動していた僧侶で、民部卿を公名とする僧侶は、山門の成恵と、随心院流の尊厳である。これらにみえる僧侶は、そのいずれであろうか。

このうち成恵法印は生没年が不詳だが、「為頼入道息」であり、延暦寺西塔院主成円の灌頂の弟子である。公名は民部卿。「為頼」の同名異人は多数にのぼるが、親族に民部卿がいる「為頼」となると、関東申次であった民部卿吉田経房の兄弟に為頼がおり、この人物とみてよい。そこから成恵は、藤原光房の孫で、為頼の子

であり、おじの吉田経房の猶子になったと考えられる。青蓮院の門徒で、建保五年(一二一七)良快の七仏薬師法をはじめ、慈円・慈賢らの修法の助修を勤仕していたが、鎌倉では仁治元年(一二四〇)慧星祈禱の三流七壇北斗供などをつとめている。法兄の成源が嘉禎四年(一二三八)十月に將軍頼経の護持僧として鎌倉に下っていることからすれば、成恵は成源とともに鎌倉に行ったのだろう。⁽³⁸⁾

では、『吾妻鏡』に登場するこれら「民部卿僧都」「民部卿法印」は、成恵と尊嚴のいずれであろうか。『吾妻鏡人名索引』『同人名総覧』『鎌倉僧歴史典』、そして五味文彦氏ら編『現代語訳 吾妻鏡』はいずれも尊嚴に比定しているが、その判断には従いがたい。第一の理由は僧官位である。尊嚴は仁治元年(一二四〇)十二月三十日の僧事で権大僧都に補されるが、法印に叙されるのは正嘉元年(一二五七)十二月二十一日のことである。⁽³⁹⁾ それゆえ、三つの記事のうち二つの「民部卿法印」は尊嚴ではない。一方、成恵は嘉禎四年九月に権少僧都として、寛元二年(一二四四)九月には法印として史料に登場するので、⁽⁴⁰⁾ 三つの記事の官位表記に齟齬はない。第二に、建長四年(一二五二)四月に將軍九条頼嗣が鎌倉から追放されるが、その時に頼嗣「護持僧」である成恵と実暹がそれに扈従している。つまり民部卿法印成恵は頼嗣の護持僧であった。誕生祈禱を行った験者がそのまま護持僧となるのは珍しいことではない。そのことからすれば、延応元年の頼嗣誕生祈禱の験者「民部卿僧都」も、成恵と考えるべきだろう。

第五節 親嚴の弟子賢長について

本節では賢長を検討したい。賢長は親嚴の灌頂資ではないが、弟子ということ、ここで取りあげる。賢長

法印の生没年は不詳で、公名は大夫である。⁽⁴⁾ 出自を確定することができないが、『尊卑分脈』『菅原氏系図』に

よれば、菅原定家（皇嘉門院藏人、従五位下）の子に「賢長（法印）」、「賢長（東寺法印）」とみえる。活動時期が一致する上、公名も極官も齟齬がないことから、菅原定家の子と考えてよいだろう。建永元年（一二〇六）に、醍醐寺理院宗嚴から伝法灌頂をうけた。承元三年（一二〇九）に宗嚴が亡くなると、醍醐遍智院成賢にしたがつて受法し、やがて東寺定額僧となつて承久三年（一二二二）や翌年の東寺結縁灌頂を勤修している。貞応三年に随心院親嚴の勸賞を譲られて律師から権少僧都に昇任し、安貞二年（一二二八）に法印に叙せられた。翌年正月に親嚴が後七日御修法を修した時には、筆頭の伴僧として息災護摩を担当している。こうして親嚴に随逐していたが、寛喜三年（一二三二）に成賢が亡くなり、さらに嘉禎二年（一二三六）十一月に親嚴が亡くなると、賢長は鎌倉に赴いた。そして、嘉禎三年（一二三七）六月、大慈寺新御堂供養のため五壇法脇壇を修している。嚴海が鎌倉で活動を始めて間もない時期であることから、嚴海が誘つたと考えてよいだろう。

ただし、賢長の鎌倉での事蹟を追う前に、考証が一つ必要である。『吾妻鏡』寛元二年六月三日条である。

この日、鎌倉では三種の祈禱と一つの法要が行われた。国史大系本『吾妻鏡』は卷三五と卷三六で同日の記載に若干の違いがあるが、次のようになってい（陰陽師の祈りは省略した）。

三日壬申、被_レ行_二天変御祈等_一

前大納言家御分

一字金輪^(道禪)（信濃法印） 孔雀經法（大夫法印） 尊星王法^(丹意)（如意寺法印）（中略）

將軍家御分

北斗護摩(道慶) 大僧正(道慶) 薬師供(成惠) 民部卿法印(中略)

以上が卷三五である。次に卷三六の同日条は次のようになってゐる。

三日壬申、被_レ行_二天変御祈_一、大殿御方、一字金輪信濃法印、孔雀経法二条法印、尊星王法如意寺法印、

(中略)將軍御方、北斗護摩(道慶) 大僧正、薬師供民部卿法印、(中略)又炎早依_レ涉_レ旬、被_レ修_二十壇水天供_一、権僧正

良信、良勝、法印賢長、承快、頼兼、定親、隆弁、僧都良全、定清、守海、今日、於_二大殿御方_一、被_レ供_二

養百部摺写法花経、蓋是所_レ被_レ加_二後鳥羽院御追福_一也、形木則以_二彼勅筆_一被_レ彫_レ之云々、導師大藏卿僧正良信、請僧七口(後略)

つまり、六月三日には、①大殿九条頼経分の天変御祈、②將軍頼嗣分の天変御祈、③炎早のための十壇水天供、④後鳥羽院追福の百部摺写法花経供養の四つの仏事が行われている。

では、①九条頼経分の天変祈禱で孔雀経法を修した「大夫法印」「二条法印」は誰であろうか。『吾妻鏡人名索引』『現代語訳 吾妻鏡』は賢長とするが、その比定には賛成できない。第一に、孔雀経法は仁和寺広沢流の修法である。同法は十二世紀後半より仁和寺御室によつて独占的に管理されており、東国(4)とはいえ、小野流の賢長が孔雀経法を修するのは不自然である。第二に、賢長は十壇水天供を勤修しており、それと孔雀経法を掛け持ちするのも疑問である。もっとも良信は十壇水天供と法華経供養導師を兼ねているが、後者は短時間で終わる顕教法会である。それに比べると、孔雀経法のような本格的修法と水天供を同時に勤修するとは考えがたい。孔雀経法を修した「大夫法印」「二条法印」は賢長とは別人と考えるべきだろう。

では、それは誰か。この時機、鎌倉で活動実績をもつ「大夫法印」がもう一人いる。忠遍である。忠遍法印

権大僧都(二二六八?)は、大蔵卿一条長成の孫で、従五位下長信の子である。⁽⁴³⁾弟には將軍賴經護持僧の円意(円親)、勝長寿院別当良信、そして知法の隆澄がいる。忠遍の公名大夫は、父長信の官位からとったものである。仁和寺理智院良遍の嫡弟として理智院を相承し、また仁和寺往生院も手にしている。建仁三年(二二〇三)御室道法が後鳥羽院御所で修した仁王経法の伴僧をつとめたのが初見である。翌年、長嚴の勸賞の譲りで権律師に任じられ、建暦元年(二二一一)に良遍から仁和寺理智院で伝法灌頂をうけた。その後も道法の助修や伴僧を盛んにつとめ、建保三年(二二一五)には良遍の勸賞の譲りで権大僧都に任じられ、建保七年(二二一九)に良遍が後七日御修法大阿闍梨となった時には、筆頭伴僧として息災護摩を担当している。その後も、御室道助・道深や、良遍・道尊・覺教らの伴僧・色衆をつとめ、寛喜元年(二二一九)には東寺小灌頂阿闍梨を勤仕した。鎌倉では、文暦二年(二二三五)五大堂(明王院)供養で職衆に参じたのが初見であるが、嘉禎四年(二二三八)十月に北白河院が亡くなると、京都に戻って、葬送の曼荼羅供大阿闍梨をつとめている。また、寛元三年(二二四一)十二月から建長五年(二二五三)まで、仁和寺理智院で弟子に伝法灌頂をさずけており、宮騷動以前に鎌倉を離れたことになる。

では、『吾妻鏡』寛元二年六月三日に孔雀経法を修した「大夫法印」「二条法印」は忠遍なのか。そう判断できる根拠は二つある。第一に忠遍は、孔雀経法と関わりの深い仁和寺の出身であり、実際に孔雀経法の勤修に関わった経歴がある。天福元年(二二三三)九月、藻壁門院(後堀河天皇中宮、將軍賴經姉)の御産のため、仁和寺御室道深が孔雀経法を行ったが、その伴僧を忠遍がつとめている。このように、忠遍は孔雀経法の勤修経験がある。⁽⁴⁴⁾第二に忠遍は円意・良信の兄である。つまりこの時に、十壇水天供を中心となって勤仕した「権僧正良

信」(山門)、そして九条頼経分の尊星王法を修した「如意寺法印」(円意(寺門)と、東密の忠遍は兄弟であり、この日の祈禱の中核を忠遍ら三兄弟が担ったと考えられる。以上から、『吾妻鏡』寛元二年六月三日条の「大夫法印」を忠遍に比定したい。とすれば、『吾妻鏡』寛元三年二月二十五日条で、良信・円意らとともに七壇薬師供を修した「大夫法印」も忠遍と判断してよからう。

以上を前提にして、鎌倉での賢長の活動を追ってみよう。⁽⁴⁵⁾賢長の鎌倉での活動の初見は、先に述べたように嘉禎三年(一二三七)六月であり、宮騷動まで一貫して鎌倉で活動が続いている。大慈寺新御堂供養が無事に行われるように祈られた五壇法で軍荼利を担当した。このほか、仁治三年(一二四二)十一月には將軍頼経のための五壇法で同じく軍荼利を、寛元二年(一二四四)二月の將軍頼経のための五壇法で金剛夜叉を、翌年五月の大殿頼経のための五壇法では降三世を、さらに寛元四年四月、大殿頼経のための五壇法では軍荼利を修している。五壇法の勤修は五回に及び、それは宮騷動の直前まで行われた。また賢長は、延応元年(一二三九)に頼嗣誕生祈禱の験者をつとめている。こうした活動実態からすれば、賢長は九条頼経の護持僧的存在と考えてよいだろう。このほか、延応二年正月の彗星祈禱では伊豆山本地護摩をつとめ、寛元二年正月の天変祈禱では愛染王護摩を修し、同年六月には十壇水天供を勤修したが、宮騷動の後は事蹟が途絶える。恐らく九条頼経と同心帰洛したのである。鎌倉での所職は不明である。賢長の授法記事を確認することができないが、『仁和寺諸院家記』によれば、長遍権僧正(一二三三〜一三〇二)について、「寛典阿闍梨付法資、賢長・静瑜重受」とある。賢長は嘉禎三年六月から寛元四年四月まで、鎌倉で継続的に活動しており、長遍の年齢を考え合わせると、長遍が賢長から受法したのは、賢長の同心帰洛後のことであつたと考えられる。

第六節 久遠寿量院能嚴とその弟子

嚴恵が失脚した後、鎌倉随心院流の中心となったのが、久遠寿量院別当の能嚴である。能嚴権僧正(一二三〇～?)は、若狭守藤原親能の子で、能登守藤原濟基の猶子である。能嚴の実姉が藤原濟基の母である関係で、甥の濟基の猶子となったと思われる⁽⁴⁶⁾。同じく随流の嚴濟は、能嚴の実弟である。公名は民部卿で、初名は行実である。宝治元年(一二四七)五月に、雪下新宮で嚴瑜から伝法灌頂をうけたのが初見である。建長四年(一二五二)に守海から三宝院流を、さらに経嚴と親聖から随心院流を重受した。そして、文永七年(一二七〇)より正応六年(一二九三)までに、嚴濟・理教・賀嚴・嚴朗など一九名に伝法灌頂を授けている。嚴濟・理教への灌頂の場が「雪下(鎌倉)住房」であることから、嚴瑜の雪下新宮の供僧職を相承したと考えてよい。さらに弘安七年(二八四)には定雅(教雅、定豪の弟子)から忍辱山流の印可をうけた。久遠寿量院別当が成源―定豪―定親―定雅―能嚴と相承されたことからすれば、これは別当職継承のための印可といえよう。弘安五年には鎌倉に居たまま東寺御影供の執事をつとめた。能嚴の活動は鎌倉で一貫しており、京都での事蹟が確認できないのが特徴である。

⁽⁴⁷⁾ 祈禱活動に着目すると、弘安四年に頼助が異国降伏の如法尊勝法を勤修した時、能嚴は筆頭伴僧としてそれに参仕した。弘安八年や正応三年の頼助による伝法灌頂でも、色衆の筆頭として呪願・護摩をつとめて頼助の補佐をしている。正応元年・正応六年の鶴岡大仁王会では読師を担当しているので、鎌倉仏教界を代表する宿老であったことが分かる。このほか、鶴岡八幡宮での十壇護摩・二十壇護摩(弘安八年、正応二年～四年や炎子の七壇水天供(正応六年・永仁二年)、正応五年の異国降伏、正応六年の客星祈禱などで盛んに幕府祈禱を行った。

弘安十年には將軍御所移徙のため不動護摩を修し、翌年には得宗貞時のための五壇護摩をつとめ、永仁二年（二二九四）十月には播磨局（北条貞時側室）の御産祈禱にも携わった。

永仁六年十二月に益助上乘院宮が長助に伝法灌頂を受けたときの記録『伝法灌頂記（上乘院宮）』は、次のように記す。

色衆事、兼有_三沙汰、競望之輩多_レ之、初_レ權僧正_二爲_一一藹、可_レ勤_三仕護摩_二之由、請定之処、依_三慧星御祈、能嚴俄爲_三二所三嶋本地護摩_二令_二參詣_一之間故障、色衆其所被_レ召_二能海法印_一、但護摩者被_レ差_二他人_一、（中略）法印權大僧都能海（唄）、元瑜（教授）、定融（護摩）、聖瑜（誦經）、頼乗權大僧都、頼有、豪成（散花）

（後略）

伝法灌頂の色衆を希望する者が多くいたが、益助は權僧正能嚴を請定して色衆一藹と護摩の勤仕を依頼した。ところが、慧星の出現によって能嚴は、二所三嶋で本地護摩を修するよう幕府より命じられた。そのため、能嚴は伝法灌頂への参仕が不可能となり、益助は止むなく色衆一藹を能海に、護摩を定融に依頼した、と述べている。これによれば能嚴が二所三嶋に参じて本地護摩をつとめており、『血脈類集記』がいうように、能嚴が將軍家二所御先達であったことは事実と認めてよい。また、この史料から、永仁六年の時点で能嚴が權僧正となっていたことが分かる。能嚴は建長四年（二二五二）に權律師であり、弘安四年（二二八二）から法印權大僧都として登場するが、永仁六年十二月までに權僧正に補されたことになる。京都での公請実績のない能嚴が權僧正にのぼっている。治天の君であった伏見天皇は、鎌倉での祈禱を公請と認めず、京都の公請実績をもたない僧侶が僧正となることに不快感を示しているが、⁴⁸現実には親玄・能嚴のように鎌倉後期には公請のない幕府僧が

次々に僧正に任じられていた。

次に能嚴弟子の嚴濟・嚴朗をみておこう。まず、嚴濟法印権大僧都は能嚴の実弟である。⁽⁴⁹⁾ 生没年は不詳、公名は能嚴と同じく民部卿である。文永七年(一二七〇)に能嚴から雪下住坊で伝法灌頂をうけたのが史料上の初見であり、また時期は不明ながら、慈尊院栄海からも重受した。弘安七年には定雅(教雅)による伝法灌頂で嘆徳・呪願をつとめ、弘安八年・正応三年(一二九〇)には、頼助から親助・頼明への伝法灌頂で色衆に参じている。祈禱では弘安八年・正応二年鶴岡八幡宮二十壇護摩や、正応五年異国降伏を勤修した。

一方、嚴朗法印権大僧都は出自が不明で、生没年も不詳である。⁽⁵⁰⁾ 公名は大弐、もしくは大夫である。弘安二年(一二七九)に能嚴から伝法灌頂をうけ、永仁元年(一二九三)に鶴岡八幡宮の雪下灌頂堂で頼助から重受した。能嚴の跡を継いで久遠寿量院別当職を望んだが、親玄との競望に敗れて果たせなかった。しかし、「随心院流血脈」には「嚴朗(大弐、関東將軍二所先達)」とあり、將軍家二所先達は能嚴から相承している。残念ながら、祈禱や授法の記事は確認できないが、「久遠寿量院別当次第」には、嚴朗法印について「不_レ補_二別当_一、そして嚴朗の弟子の鑑嚴僧都に「対_三于嚴朗、不_レ遂_三灌頂_一」と記している。一方、『鶴岡八幡宮諸職次第』⁽⁵¹⁾ 千南坊には、「鑑嚴(東、刑部卿法印、同先達良嚴弟子)随_二朗嚴僧正受法印可_一」「鑑嚴(東、刑部卿法印)未灌頂、但印可計受_レ之」とあり、『同』⁽⁵²⁾ 円乗坊には「鑑嚴(東、随心院、刑部卿法印、撰津師刑部大輔入道息、嚴朗弟子)」とみえる。誤字が甚だしいが、これらから、嚴朗には撰津親鑑⁽⁵³⁾の息鑑嚴という弟子がいたが、伝法灌頂には至らず、嚴朗から印可のみ与えられたことが分かる。

第七節 その他の随心院流僧侶

鎌倉随心院流の最後に、二人の学僧に触れておきたい。成宣と澄嚴である。まず、成宣権大僧都(二二三)は左大史小槻公尚の孫で、小槻為景(二二四九)の子である。父の為景は正五位下で、左少史、算博士、筑前守、大舍人頭、記録所勾当などを歴任した。伯父に琳経、そして弟に宗海がおり、いずれも醍醐寺僧である。初名は嚴果、公名は弁または亮で、「教義稽古之仁」とうたわれた碩学である。仁治三年(二二四二)に高野山で「大乘三論大義抄」の識語を記したのが、史料上の初見である。

寛元元年(二二四三)嚴海より密花園院で伝法灌頂をうけ、寛元三年に東寺結縁灌頂に権律師として参仕した。宝治三年(二二四九)三月に宣嚴が東寺二長者として拜堂した時には威儀僧に参じ、その拜堂記を記した。同年八月、延暦寺衆徒の蜂起をしずめるため宣嚴らが五壇法を修したが、その勸賞を求める款状を成宣が執筆している。建長二年(二二五〇)後七日御修法阿闍梨を宣嚴が勤修すると伴僧をつとめ、翌年、死を間近に控えた宣嚴から嚴恵とともに灌頂を重受し、さらに建長四年には親果から重受した。宣嚴とのつながりが深く、嚴果から成宣への改名も、それに関わっているだろう。その後、居を高野山にうつし、弘長元年(二二六一)・二年に金剛三昧院や東禅院などで覚宗・宗救・尊範・禪空など一三名に伝法灌頂を行った。そして、文永七年(二二七〇)には随心院密花園院で寛成に伝法灌頂を授けている。

時期は不明だが、成宣は鎌倉に下向した。金沢文庫蔵「愛染王法」奥書に次の記載がある。

此書者、故唐橋前大僧正御房(親嚴)付如法(梵字)愛染集、始中終之作法、於三両帖一名云紅梅、当流無双之

秘鈔也、而去建長元年十月廿一日、賜三両帖一雖書三写之、関東下向之後、彼偷書内上卷失了、愁傷之処、

年来竹馬同法成宣僧都下向之間、平借_二受之_一、書寫了、

權律師嚴一（六十一）

残念ながら、この奥書を記した「權律師嚴一」の名は割れない。関東下向後に親嚴「如法愛染集」上巻を紛失したものの、「年来竹馬同法」である成宣が「下向」してきたので、彼から借りてそれを書写した、と述べている。この記事から、成宣が関東に下向したことが判明する。

下向の時期は不明であるが、できるだけ絞り込んでみよう。私の旧稿「鎌倉期随心院の史料紹介」では、成宣の生没年を不詳としたが、勝賢「雨言雜秘記」の建長七年（一二五五）書写奥書に「求法仮名比丘嚴果（三十四）」とあり、ここから成宣が一二二二年の誕生であることが判明する。一方、年欠五月日權少僧都成宣款状写によれば、成宣はみずからを「五旬之淺官」と述べて權大僧都への補任を求めたが、この時の願いは聞き届けられなかった。この款状を京都時代と考えると、年齢からして鎌倉下向は文永八年（一二七一）、五十歳以降ということになる。また、「竹馬同法」の「權律師嚴一（六十一）」と成宣が同年齢で、成宣が下向してすぐ、書写したと想定すれば、成宣の鎌倉下向は弘安五年（一二八二）となる。このころと考えるべきだろう。

宣嚴の直弟子である成宣は、随心院が靜嚴を中心とする体制になると居場所を失い、昇進もままならなかった。また、嚴惠失脚後は鎌倉随心院流がきびしい状況であったので、それを立て直す意図もあって鎌倉に行っただけであろう。鎌倉での具体的活動は不明であるが、『伝燈広録』増俊伝によれば、「成宣（鎌倉五大堂、遺身院）」と記しており、明王院や遺身院の別当か供僧となったことが分かる。弘安十一年（一二八八）三月に六十七歳で權大僧都に任じられた記事が、いまのところ下限である。『人家和歌集』に、少僧都時代の和歌が一首収

録されている。

澄嚴法印(二三三?)は、経嚴の灌頂資で、経嚴より大慈寺新阿弥陀堂供僧職を相承した。出自は不明で、公名は但馬、後に大輔に改めた。⁵⁴⁾空海が採用した戒律である有部律に秀でており、「有部律相承之仁」「一流之知法」と評されている。建長二年(二五〇)の後七日御修法で宣嚴の伴僧をつとめたのが初見で、建長五年に経嚴から密花園院で伝法灌頂をうけた。間もなく鎌倉に下向して、正元元年(二五九)に師の新阿弥陀堂供僧職を相承した。その供僧職は弘安八年(二八五)十月に嫡弟の丹波阿闍梨慶珠に譲り、十二月にそれを認める関東御教書が発せられている。この供僧職のほかにも所職があったはずであるが、残念ながら不明である。幕府祈禱では正応四年(二九一)鶴岡八幡宮社頭二十壇護摩や正応六年の五壇護摩を勤修した。慶珠・嚴念・聖印・嚴弁・嚴義・明真・頼賢に伝法灌頂を、また嚴寛・実修・嚴成・嚴忠・空心・隆重・嚴真・慈明に印可をさずけている。鎌倉時代後期の鎌倉随心院流を教学面で支えた中心人物の一人である。正応五年に法印に叙され、永仁三年(二九五)までの活動歴が残っている。

以上、鎌倉随心院流について検討してきた。これらから、以下のことが言えるだろう。①將軍頼経が嚴海下向を懇請したのを契機に、多くの随心院流僧徒が鎌倉に赴いて祈禱を行い、随流僧を数多く育成した。②嚴海は東西を往還したが、將軍宗尊護持僧の嚴恵は京都に留守をおいて鎌倉での活動に専念した。③嚴恵が失脚すると、靜嚴―嚴家―経嚴の随心院は門跡化をとげて京都での活動に専心し、傍流の僧侶が鎌倉で活動した。

第二章 鎌倉中期の真言学僧たち

第一節 佐々目遺身院の守海

本章では鎌倉中期に、鎌倉で活動した随流以外の真言僧の動向を確認したい。佐々目の守海・公寛、そして雪下新宮の祐親・豪親たちである。

守海法印権大僧都(二〇五〜六)は、鎌倉真言派の冬の時代(北条時頼・時宗時代)を中心となって支えた人物である。頼助の入室・灌頂の師であり、守海は鎌倉後期に鎌倉真言派が爆発的に発展してゆく架け橋となった。ここでは守海の事蹟を概観しながら、特に(a)鎌倉下向の理由、(b)憲深からの伝法灌頂と、(c)佐々目遺身院に重点をおいて検討したい。

守海は村上源氏の出身で、唐橋大納言通資の孫であり、左中将守通の息である。公名は祖父の官位にちなんで大納言を名のった。⁽⁵⁵⁾その初見は承久元年(一二一九)である。同年十二月に、醍醐寺座主成賢が阿弥陀院を建立し、宣陽門院が仏舍利と所領と阿闍梨一口を寄せたが、その阿闍梨に守海が任じられた。貞応二年(一二二二)より成賢のもとで伝法灌頂の職衆を盛んにつとめ、安貞二年(一二二八)に醍醐寺遍智院で成賢から伝法灌頂をうけた。成賢が亡くなると、法兄の憲深の職衆に参じていたが、やがて鎌倉に居を移した。京都での最後の事蹟が嘉禎元年(一二三五)十月、憲深の伝法灌頂への参仕であり、鎌倉での最初の事蹟が鎌倉若宮坊における光宝からの重受である。残念ながら重受の年次は不明だが、光宝は延応元年(一二三九)四月に死没しているの

で、鎌倉行きはその間ということになる。

では、(a)守海はなぜ鎌倉に行ったのか。最大の理由は、京都での不遇であろう。鶴岡別当定豪や松殿法印静尊・勧修寺光宝のように、不遇な閉塞状況を打破するために、京都に見切りをつけて鎌倉に下向した顕密僧は数多い。実際、守海の場合も、承久元年の十五歳から嘉禎元年の三十一歳まで阿闍梨のままであって、まったく昇進していない。師の成賢から必ずしも大事にされなかったし、成賢没後は、成賢門徒の苦境もあって将来の見通しが一層暗かった。そういうなかで、光宝から誘われたのだろう。光宝は成賢門下の兄弟子であるが、光宝は成賢と喧嘩別れして鎌倉にやってきた経緯がある。それだけに、同門の中で疎まれがちな守海を誘ったのだ。この時期の光宝には、右腕となつて支えてくれる側近が不足しており、⁽⁵⁶⁾そのため守海を必要とした。密教祈禱は一人で行うものではない。修法一つで七日間の祈りが基本であり、一日に三時や六時の勤行を行った。そのため時には側近に手代をつとめさせたし、壇所のしつらえを任せられる行事僧も必要である。しかも密教修法のレベルには五段階ある。簡単な「護摩」や「供」であれば阿闍梨一人ですむが、「小法」「准大法」「大法」ともなれば四口から二〇口余りの伴僧を必要とした。⁽⁵⁷⁾このように密教祈禱には多くの補佐が必要であり、それだけに「知法」の側近を整えておくことが大切であった。

しかも守海は鎌倉の重鎮と俗縁でつながっている。鶴岡八幡宮別当定親はこの時期、鎌倉仏教界の中心となっていたが、土御門通親息の定親と、守海の父は従兄弟であった。後に定親が勧賞を守海に譲っているが、法流の異なる守海に勧賞を譲ったのは、定親が守海との俗縁を大事にしたためである。また、光宝からの重受が行われた「若宮坊」は、定親の鶴岡別当坊と考えられる。別当坊の貸与は、光宝と守海の双方に対する定親の

配慮であろう。

以上からすれば、京都での閉塞と光宝の誘い、それに近親の定親の存在が、守海に鎌倉下向を決意させたと見える。そして、鎌倉にやってくる、延応二年（一二四〇）正月には僧都として登場し、寛元二年（一二四四）には定親の勲賞の譲りで法印に叙された。鎌倉下向後、わずか数年の間に、守海の官位は阿闍梨から権律師、権少僧都、そして法印へと急速に上がった。

鎌倉では延応二年正月、彗星祈禱の七壇北斗供の脇壇を勤修したのをはじめ、寛元二年正月には月蝕祈禱を勤仕した。六月には炎旱の十壇水天供をつとめ、九月には大殿九条頼経のための五壇法で金剛夜叉法を担当している。⁽⁵⁸⁾ その間、寛元元年（一二四三）七月に鎌倉に下向した憲深から明王院北斗堂で伝法灌頂をうけた。憲深がなぜこの時に鎌倉に下向したのかは明らかではない。憲深の鎌倉での事蹟は、守海へのこの伝法灌頂しか確認できないからだ。とはいえ、醍醐寺憲深の下向と、守海への伝法灌頂は鎌倉真言派の展開に大きな影響を及ぼしている。そこで、(b)憲深の鎌倉下向と守海の受法について少し詳しく検討したい。

憲深とその門流（報恩院流）は、後に三寶院流の嫡流となる。しかし寛元ごろの憲深はむしろ厳しい状況にあった。⁽⁵⁹⁾ 第一に、この前後の時期は金剛王院流の賢海―実賢―勝尊が醍醐寺座主を占めていて、成賢門徒にとって苦しい時期であった。しかも実賢は安達景盛と結んで宝治合戦を勝利に導いて、醍醐寺座主として百年ぶりに東寺一長者に就いている。醍醐寺の成賢門徒は、実賢を中心とする金剛王院流に圧倒されていた。

第二に、憲深は成賢門徒の中においても傍流であった。寛喜三年（一二三三）成賢讓状によれば、もつとも重要な遍智院を嫡弟の道教に譲り、覚洞院を醍醐寺座主道禪に譲っているが、憲深は成賢の菩提を弔う極楽坊を

譲られたに過ぎない。⁽⁶⁰⁾ 成賢は三宝院流の発展を道教に託す一方、俗甥の憲深には自分の追善を命じただけであった。ところが、道禪・道教が嘉禎元年(一二三五)・二年に相次いで早逝し、成賢門徒における憲深の存在が浮上することになる。そして、建長三年(一二五二)六月に憲深は、「門徒中知法之透逸^(秀)」「当時之器量」を讀えられて醍醐寺座主に任じられ、さらに建長五年には報恩院(元の極楽坊)に阿闍梨二口を認められ、三宝院流における地位を確立している。⁽⁶¹⁾

つまり寛元元年時点の憲深は、次第に成賢門徒の中心となりつつあったが、醍醐寺内では実賢の圧迫をうけていて、その退勢は覆うべくもなかった。しかも実賢は仁治三年(一二四二)五月から半年あまり鎌倉に下向して、定清・定撰・賢淳・阿鏤・定宝・範乗らに伝法灌頂を授けている。⁽⁶²⁾ 実賢は京都だけでなく、鎌倉にも積極的に勢力を広げようとしていた。

それに刺激をうけ、実賢に対抗するため、憲深も鎌倉を訪れて守海に伝法灌頂を授けたのだろう。①憲深にとって守海は、同じ成賢門流の法弟であるだけでなく、天福元年(一二三三)・嘉禎元年に守海が憲深の職衆をつとめていて、不遇な時代を二人は支えあっていた。鎌倉の僧侶で憲深にもっとも近いのが守海である。しかも、②守海は鶴岡八幡宮別当定親と俗縁で結ばれていた。憲深にとって、守海を介して定親とつながりをもてることは、重要なことだったはずである。当時の定親は鶴岡八幡宮別当であるだけでなく、東大寺別当であり、東寺四長者、大伝法院座主、権法務であった。定親は、甥の定済(後嵯峨院の乳母子、後の醍醐寺座主・東寺一長者を東大寺別当に補任しているが、この定済は後に憲深の弟子になっている。京・鎌倉の双方で重要な地位を占めるようになった定親とつながりをつくることは、憲深にとって先々有用なはずである。このよう

に、守海への伝法灌頂は憲深にとつて、実賢と対抗して鎌倉に勢力を扶植することにつながった。そして実際、これ以降、実賢とむすんだ定清が鎌倉金剛王院流の中心となったのに対し、守海が鎌倉三宝院流(報恩院流)の中心となっている。

なお、憲深の鎌倉下向には鎌倉幕府の長日祈禱の継承という意図があつた可能性もある。建武四年(一三三三)醍醐寺報恩院は次のように訴えている。

当流祖師勝賢僧正坊、(源頼朝)右大将家御時、蒙_レ貴命_二致_二懇祈_一以降、成賢・憲深・実深・覚雅・憲淳・隆勝・隆舜、鎮拙_二鄭重之丹精_一、送_二数廻之炎涼_一畢、云_二公家_三武家_一、御祈願由緒異_二于他_一者哉、

つまり、勝賢が源頼朝から幕府祈禱を依頼されて以降、勝賢―成賢―憲深―実深―覚雅―憲淳―隆勝―隆舜と幕府祈禱が継承されてきた、と主張している。そのことからすれば、憲深が鎌倉に下向した目的の一つに、勝賢―成賢以来の幕府祈禱の継承があつた可能性も十分にある。実際、「正嫡相承秘書」収載の永仁三年(一二九五)親玄款状によれば、「祖師勝賢僧正建久五年右大将家御時、参_二向于関東_一、修_二三箇之秘法_一、勤_二一会之唱導_一、成賢又建曆・嘉祿勤_二仕御祈_一畢」と述べていて、勝賢・成賢が幕府祈禱に従事していたという。だが、勝賢・成賢とは異なり、憲深が幕府祈禱をおこなつた事蹟を確認することができない。しかも元亨二年(一三三二)に、醍醐寺隆舜は次のように述べている。⁽⁶³⁾

(蓮藏院)
院家等者、為_二当寺往代之聖舎、師資相承之古跡_一、祖師勝賢僧正管領之時、承_二右大将家護持_一、参_二向関東_一之後、始_二置長日不退勤行_一、奉_レ祈_二武家安全_一以降、季厳・教厳・実深・覚雅等相_二承之_一、(中略)爰隆舜、伝_二最初勝賢僧正以下八代護持之芳躰_一、

つまり隆舜は、「勝賢僧正以下八代護持之芳躅」をうけて護持祈禱に従事してきたと述べているが、その系譜は、勝賢―季巖―教巖―実深―覚雅―憲淳―隆勝―隆舜であって、そこに憲深は入っていない。鎌倉下向によって、勝賢以来の幕府祈禱の継承を憲深が求めた可能性があり、むしろこれが一番の目的であったと思われるが、その目論見は失敗に終わったと判断すべきであろう。

つぎに(c)遺身院に話を移そう。宝治二年(二二四八)三月に守海は佐々目遺身院の坊で巖宝に許可灌頂を、経円に伝法灌頂を重授している。⁽⁶⁴⁾これが佐々目遺身院の初見である。守海がのちに「遺身院法印」「佐々目」と呼ばれていることからすれば、この時点で守海が遺身院別当に補されたとみてよからう。そして守海はその後遺身院で、行禪・行実・願行上人憲静・信成・巖雄・尊賢・光海・亮継・玄盛・宗誉や頼助に伝法灌頂を行っている。重要なことは、宝治二年に遺身院で活動をはじめて以降、守海については授法活動の記事はあるが、幕府祈禱の事蹟は確認できないことだ。つまりこれ以降、守海は遺身院別当としての活動と、三宝院流の学僧としての活動に集中している。

では、佐々目遺身院とは何か。遺身院については長らく詳細が不明とされてきたが、研究を大きく前進させたのが上野勝久氏である。⁽⁶⁵⁾上野氏は、金沢文庫に所蔵されている四点の伝法灌頂図が、佐々目遺身院の指図であることを明らかにした。そして「鎌倉後期に佐々目谷にあった遺身院は、法花堂・御影堂・住房が主たる構成建築であった」と結論している。ただし、佐々目遺身院と佐々目谷法華堂を一体視してよいかどうかは判断がむずかしい。

先述のように、佐々目遺身院の初見は宝治二年(二二四八)三月であるが、寛元四年(二二四六)閏四月に執権で

あった北条経時が亡くなると、その遺骸は「佐々目山麓」に葬られ、翌年三月には経時の周忌仏事として「彼墳墓堂宇」の供養が行われている。櫛田良洪氏が推測したように、これが遺身院であろう。そして宝治二年には「佐々目谷堂」で三回忌の仏事が修された。また、北条経時の妹である檜皮姫(將軍頼嗣室)が宝治元年五月に亡くなると「佐々目谷故武州禅室(経時)墳墓之傍」に埋葬され、正嘉二年(一二五八)の経時十三回忌では「佐々目谷塔婆」の供養を行っている。以上が遺身院の初期の姿である。⁽⁶⁶⁾つまり北条経時の「墳墓堂」≡佐々目谷法華堂を包含した施設が佐々目遺身院であった。

ところで、遺身院の名は宝治二年から鎌倉末まで確認でき、そこで継続的に伝法灌頂が行われているが、それとは別に鎌倉後期から佐々目谷法華堂別当職が登場してくる。永仁三年(一二九五)に死没した公寛は「佐々目谷法花堂別当」であったし、その翌年には頼助が有助に「佐々目谷法花堂別当職(寺領注文在別紙)」を譲っている。⁽⁶⁷⁾頼助が関わっているだけに、ここにみえる法華堂が頼助の父北条経時の法華堂であることは間違いない。となれば、遺身院と佐々目谷法華堂、そして二つの別当職の関係を、どのように整合的に理解すればよいのだろうか。

ここで参考になるのが、青蓮院門跡の洛中本坊である。青蓮院の洛中本坊は、顕教堂(大懺法院)と真言堂(大成就院)の二つの施設を中心としていたが、その総称は当初は大懺法院であり、建暦三年(一二三三)よりそれが大成就院に変化している。⁽⁶⁸⁾つまり大懺法院と大成就院には広義と狭義の呼び方があり、狭義は顕教堂・真言堂のそれぞれの名称であるが、広義は洛中本坊全体の名称である。とすれば、佐々目の遺身院・法華堂についても、同じように理解できるのではあるまいか。つまり、この寺院は遺身院と法華堂の二つを中心施設としてい

た。そして遺身院には御影堂・清瀧宮・住坊が付属され、法華堂には塔婆がついていたが、その総称が当初の遺身院から、後に佐々目谷法華堂に変化したのだ。遺身院と法華堂との関係を、このように捉えたい。

佐々目遺身院は、経時の「墳墓堂」＝佐々目谷法華堂を包摂した寺院として創建され、守海はその別当として、経時らの菩提を弔うとともに、ここが鎌倉三宝院流の拠点となった。また、ここに清瀧宮があったことが確認できる。⁽⁶⁹⁾醍醐寺からそれを勧請したのは頼助の可能性が高いが、守海による勧請も十分にあり得るだろう。

頼助大僧正(二二四五～九六)は夭逝した執権北条経時の息であり、経時の没後に時頼の養子となっているが、この頼助は守海の入室の弟子であり、若い時から「佐々目亮阿闍梨」と呼ばれている。頼助は遺身院で守海のもとで育てられた。頼助の最初の名は頼守であるが、これは養父北条時頼の「頼」と、入室の師である守海の「守」を組み合わせたものだ。守海と頼助との深いつながりが分かるだろう。そして守海の没後、北条時宗は仁和寺御室法助(九条道家息)に、従兄の頼助を弟子に迎えるよう要請した。⁽⁷⁰⁾頼守は頼助と改名し、小野流に加えて、法助から仁和寺御流を伝授され、やがて鎌倉真言派の中心、さらには鎌倉仏教界の中心人物になってゆく。一方、頼助は自らの地位を固めると、父経時や叔母檜皮姫をまつた法華堂を整備・拡充し、それを機に同寺の総称が遺身院から法華堂に変わったのだろう。遺身院から佐々目谷法華堂への名称の変化をこのように想定したい。そして頼助は佐々目谷法華堂の檀越であり、本主である。そのため、弟子の公寛や有助をその別に任じたのだ。こうして頼助・有助の法流は佐々目門跡と呼ばれるようになった。⁽⁷¹⁾

以上、守海について検討し、以下の四点を明らかにした。①京都での不遇と光宝の誘いによって守海は鎌倉に行き、その後、守海の官位は急速に昇進した。②憲深から守海への伝法灌頂は、醍醐寺金剛王院流実賢への

對抗と考えられ、守海はこのち鎌倉三宝院流の中心となった。③守海は遺身院別に任じられると、北条経時らの菩提を弔うとともに、幼い頼助を育成しながら、知法の学僧として授法をおこない多くの人材を育てた。④佐々目遺身院は、御影堂・清瀧宮・住坊からなる遺身院と、北条経時らをまつる法華堂の二つの施設を中心としていたが、その総称は当初の遺身院から後に佐々目谷法華堂に変化した。

第二節 佐々目公寛と守海の周辺

本節では、佐々目公寛と、守海周辺の僧侶をみておこう。公寛法印権大僧都(一二二四～九五)は頼助の有力な門弟で、佐々目谷法華堂別当である。⁽⁷²⁾父は非参議正二位八条実清である。父の実清は従三位実俊と藤原親能女との間の子であり、西園寺公経の猶子となっていて、文暦から仁治ごろまで関東祇候廷臣として將軍頼経の供奉などに従っていた。公寛の公名は二位であるが、父の官位昇進につれて、三位から二位に変化している。宝治元年(一二四七)十一月に安祥寺流良瑜から、八条左府九条良輔の旧亭で伝法灌頂をうけたのが初見である。師の良瑜は九条良輔の息であり、貞永元年(一二三二)より鎌倉で將軍九条頼経の護持祈禱に従事していたが、従弟の道慶(寺門)に永福寺別当職を奪われ、失意のなかで帰洛していた。⁽⁷³⁾

『血脈類集記』によれば、建長五年(一二五三)三月、定清が祐豪に伝法灌頂を行った時に、公寛がその職衆に参じている。残念ながら、この伝法灌頂がどこで実施されたのか記載されていないが、①大門寺定清は定豪の死没(一二三八年)後は、その活動を鎌倉に固定していた、⁽⁷⁴⁾また②伝法灌頂をうけた祐豪が雪下新宮別当であったことからして、この灌頂が鎌倉で行われたことは間違いあるまい。これが公寛の鎌倉での初見である。師の

良瑜が鎌倉で活動を再開したのが同年のことであるので、師とともに鎌倉に下向したと考えてよからう。ただし鎌倉で所職を得られなかったか、その後、公寛は京都に戻り、建長七年には行遍から定親への伝法灌頂に職衆として参じたし、正嘉元年（二二五七）には仙洞尊勝陀羅尼供養の題名僧をつとめている。⁽⁷⁵⁾

正嘉二年四月、公寛は金沢称名寺で能禅による灌頂に色衆として参じ、これから永仁三年（二二九五）に死没するまで、その活動はほぼ鎌倉に固定されている。⁽⁷⁶⁾そしてその間、能禅・良瑜・守海・道宝らによる伝法灌頂で色衆をつとめた。師の良瑜が亡くなると、建治三年（二二七七）に能禅から西院流を重受している。

やがて公寛は頼助の門弟としての性格を明瞭にしてゆく。弘安三年（二二八〇）三月、頼助が公寛に安祥寺流印可を与え、翌年の頼助の異国降伏（如法尊勝法）では、公寛が伴僧に参じるとともに頼助の扈従をつとめた。

またこの時は、公寛が幕府に異国降伏の伴僧交名を注進しており、頼助の奉行の役割を担っている。弘安八年には「社務門弟」^(頼助)として鶴岡二十壇護摩に参仕し、正応五年（二二九二）の頼助の仁王経法では筆頭伴僧をつとめた。このほかにも頼助の色衆や伴僧を勤仕しており、こうしたつながりの中で佐々目谷法華堂別当に補任されたのだろう。『血脈類集記』によれば、弘安三年の公寛から頼深への伝法灌頂は「遺身院」で行われたが、正応四年の寛祐への灌頂からは「佐々目住房」に表記が変化している。この間に遺身院は佐々目谷法華堂に名を改め、公寛が別当に補任されたのであろう。

また公寛は幕府祈禱に幾度も携わった。弘安八年・正応三年・正応六年の鶴岡社頭十壇護摩・二十壇護摩を修したほか、正応四年には日蝕祈禱を、さらに翌年には異国降伏祈禱も勤仕している。また、頼深・円瑜・実祐・寛祐・頼重に伝法灌頂をおこない、死没直前には西院流の継承のため頼助に印可を授けた。

以上、佐々目の公寛について述べてきた。つぎに、佐々目守海の周辺で活動していた人物に触れておこう。
経円・厳喜・信成である。

まず、経円権律師は遺身院の住侶で、生没年は不詳である。⁽⁷⁸⁾後白河の側近であった高階泰経の曾孫で、修理大夫高階経雅(経時)の子である。公名は父の官位から三位、または二位と名のつた。父経雅は、その母が脩明門院と姉妹であったため後鳥羽院に近侍し、承久の乱後は九条道家の家司となつて、寛元四年(一二四六)まで関東申次もつとめていた。経円の兄弟に修理大夫邦経がおり、その娘は後伏見天皇の側室(仁和寺法守の母)である。ただし同時代に延暦寺・興福寺・園城寺の経円がいるので、弁別に特に留意が必要である。

経円はもともと醍醐寺灌頂院の有職であった。承久三年(一二三二)より、醍醐寺成賢による教深・道教・守海・幸真らへの伝法灌頂に色衆として参加し、貞応元年(一二三二)十二月に成賢から伝法灌頂をうけた。守海とは同宿の関係にある。寛元元年(一二四三)に憲深とともに鎌倉にやって来て、守海への伝法灌頂の色衆に参じ、そのまま鎌倉にとどまったようである。承久三年より阿闍梨のまま、昇進できなかったのが原因であろう。宝治二年(一二四八)に守海から重受してその側近として活動を始め、建長六年(一二五四)までに律師に昇任した。守海や良瑜の色衆を盛んにつとめ、二人が亡くなると、文永五年(一二六八)からは佐々目住房で頼有や成誉に伝法灌頂を授けた。

厳喜法印権大僧都(一二二八?)は厳雄ともいい、儒学者一門である左衛門大尉藤原忠範の子である。⁽⁷⁹⁾公名は弁または民部卿であり、本覚房法印と称された。弟に寺門派の幕府僧房暁権僧正がいる。『尊卑分脈』はその系譜を藤原永範・光範―頼範・忠範と記すが、頼範・忠範の母が同じ清原頼業女となつていて、情報に少し

混乱がある。公名の民部卿は藤原光範に由来すると思われる。随心院嚴瑜から宝治元年に鎌倉の雪下新宮で伝法灌頂をうけた。宝治三年には京都北山で俊嚴から印可をうけ、文永三年（一二六〇）に東山の光明峯寺で『覚禪鈔』を書写している。建長六年（一二五四）に鎌倉で守海から重受し、守海・良瑜の色衆に参じた。のちに頼助からも重受し、正応三年（一二九〇）には頼助から頼清への伝法灌頂に参仕し、さらに頼助の五壇護摩の脇壇をつとめた。授法は不明であるが、頼我僧正の「法流相承置文」によれば、随心院流は俊嚴僧正―嚴喜法印―道源僧正―道我僧正―頼我と相承されたと述べており、嚴喜が道源に伝法灌頂を授けたことが分かる。

信成権律師（？―一二六五）は興福寺別当範玄の曾孫であり、東大寺の慶寛輔法印の真弟子である。⁽⁸⁰⁾公名は大_夫で、頼経・頼真・頼安の三人の子をもうけた。承久の乱後に鎌倉で活動するようになった松殿法印静尊のもとに入室し、嫡弟として近侍して、静尊から摂津国小真上庄を譲られた。寛元元年（一二四三）、憲深から守海への伝法灌頂に色衆として参じ、建長六年（一二五四）に守海から伝法灌頂をうけた。守海・良瑜らの色衆として多くの活動歴を残したが、弘長三年（一二六三）に病となって本尊・聖教と所領を頼助に譲った。その後、文永二年（一二六五）二月、守海から頼助への伝法灌頂に色衆として参じている。同年十二月に小真上庄に対する安堵状が幕府から頼助に出ているので、同年に亡くなったことが分かる。

以上、佐々目公寛と守海周辺の人物を検討してきた。つぎに、雪下新宮の別当たちを見てみよう。

第三節 雪下新宮と祐親・豪親

雪下新宮いまみやは後鳥羽院の怨霊鎮撫のために、宝治元年（一二四七）四月に鶴岡八幡宮の西北に造営された。初代

別当に補任されたのが重尊である。重尊僧都は生没年・出身など、その事蹟は不明な点が多いが、東密の僧侶と考えられる。⁽⁸¹⁾「五壇類聚略記」によれば、天福二年(一二三四)に行われた竹御所の御産祈禱の役僧を「重尊僧都」が注進している。この祈禱が東寺一流で行われたものであることや、重尊のあとの新宮別当がすべて東密僧であることからして、重尊も東密であったと考えられる。また、同史料によれば、寛元二年(一二四四)九月の大殿頼経五壇法の大威徳法に「重尊僧都」が請定されたが、故障により辞退したという。これらが新宮別当重尊であったと考えられる。そして、鎌倉時代の新宮別当は重尊―祐豪―祐親―豪親と相承された。

重尊のあとを継いだのが、祐豪法印(一二二二―八三)⁽⁸²⁾である。「皇后宮大夫進俊親」の子であり、公名は民部卿で、松本法印ともいわれた。嫡弟となった祐親は甥である。九条頼経の時代に、將軍御所で行われる正月八日心経会の導師に招聘されたという。宮騷動直後の寛元四年(一二四六)八月、祐舜から鶴岡八幡宮供僧の密乗坊を譲られ、宝治二年(一二四八)に鶴岡別当隆弁から補任状がだされている。建長五年(一二五三)大門寺定清より伝法灌頂をうけ、文応二年(一二六一)には定清から聖教を伝授されており、定清の側近として活動した。文永十一年(一二七四)には、関東に住しながら東寺御影供の執事役をつとめている。残念ながら、雪下新宮別当に任じられた時期は特定できず、祈禱の記録も確認できない。

祐親法印(一二三一―九九)⁽⁸³⁾は按察律師覚能の真弟であり、叔父に祐豪法印、舎弟に祐慶阿闍梨がいる。公名は少納言。広沢・小野両流を受法した碩学であり、「稽古之仁」と評された。北条貞時の護持僧六名のうちの一人である。建長五年(一二五三)三月、定清から祐豪への伝法灌頂に色衆として参じたのが初見である。翌月に越後僧都定憲より印可をうけ、建長六年十月に大門寺定清より伝法灌頂をうけた。その後、定清や能禪・公

寛・頼助らの伝法灌頂の色衆をつとめている。弘安五年（二二八二）に祐豪のあとを襲って鶴岡供僧の密乗坊に補任され、弘安七年には雪下新宮禪房で弟子の真教に伝法灌頂を受けた。叔父の祐豪が弘安六年に亡くなっていることからすれば、死没直前に祐豪から、鶴岡供僧と雪下新宮別当職を譲られた、と考えてよいだろう。弘安八年・正応二年（二二八九）・正応六年の鶴岡八幡宮十壇護摩・二十壇護摩など、幕府祈禱にも盛んに参仕している。弘安十年には雪下新宮で大般若経を転読し、正応二年の鶴岡大仁王会では読師をつとめた。碩学だけに、灌頂の弟子は真教・豪澄・定仁・豪賢・豪澄・祐範・祐弁・良覚や新宮別当豪親など、多数にのぼっている。

なお、ダイゴの会による『親玄僧正日記』の翻刻によれば、永仁二年（二二九四）四月二十一日条で、「祐観法印」が北条貞時の不断尊勝勝陀羅尼を勤仕し、親玄と「祐観」の二人で毎時供養法を勤修している。また同年五月十四日条では月蝕祈禱を「祐観法印」がつとめ、十月二十一日条で北条貞時側室の播磨局の御産祈禱に「祐観少納言法印」が参じた。また、正応六年正月十日条で「祐範法印 少納言」が大威徳護摩を勤修し、同年五月十九日条では「祐範法印」が貞時の身固に参じている。同日記の写真や公名などからして、これらの「祐観」「祐範」はいずれも祐親と考えるべきだろう。また、その記事のほとんどが得宗護持僧としての活動であり、護持僧の職能を考えるうえで貴重なデータである。

豪親僧正（？）（一三三六）の出自は不明であるが、公名は治部卿。初名は豪成であり、祐親新宮別当の付法となって豪親に改名した。⁽⁸⁴⁾正応三年（二二九〇）二月頼助が行った伝法灌頂の色衆に大法師豪成として登場するのが初見である。同年四月には権律師、正応五年に権少僧都として見え、正応六年四月に祐親から伝法灌頂をう

けた。永仁六年(二二九八)には権大僧都としてみえ、嘉元二年(二三〇四)七月には禅助の勲賞の譲りで法印に叙された。時期は不明ながら、東寺長者禅助は鎌倉を訪れているので、その際に関係を取り結んだと思われる。さらに元亨三年(二三三三)には権僧正としてみえ、正慶元年(二三三三)五月の僧事で正僧正に補任されている。順調に昇任しているが、今のところ京都での公請活動を確認できず、ほぼ一貫して鎌倉で活動したとみてよい。鶴岡八幡宮二十五供僧の一つである永嚴坊に任じられ、頼助・益助らの色衆・伴僧として活動した。のちに雪下新宮別当に補任された。鶴岡の密乗坊は祐親―豪隆―豪賢―能豪のように、祐親の弟子によって相続されていたが、豪親は能豪が遁世したとして幕府に訴え、それが認められて闕所となっている。この訴訟は、豪親が祐親嫡弟として、その一門を管理・統制しようとしたものと言えるだろう。元応二年(二三三〇)鶴岡八幡宮大仁王会で読師をつとめ、元亨三年(二三三三)には將軍守邦の御祈衆二四名の一人に選ばれた。鎌倉末の混乱からか、元弘三年(二三三三)の東寺御影供執事役をつとめなかったとして、同年十一月に東寺門徒から追放されたが、新宮別当職などの所帯はそのまま管領したという。弟子には頼祐や宇都宮氏出身の泰豪がいる。

むすびにかえて

以上、鎌倉中期に活動した真言学僧について検討してきた。鎌倉真言派の層の厚さが分かるだろう。最後に、これまで触れることのできなかった重要な真言学僧について述べ、本稿の締めくくりとしたい。取りあげるのは、仁和寺西院流の学僧宏教とその弟子の能禅・能海である。

宏教権律師（二一八四～二二五五）は、式部少輔藤原敦経の息である。⁽⁸⁵⁾ 公名は少輔、初名は禅遍である。元久元年（二〇四）に金剛峯寺で顕覚から密々に保寿院流の灌頂をうけ、建永二年（二〇七）に慈尊院で最寛より西院流の伝法灌頂をうけた。また、承元三年（二〇九）には蓮頭大法師からも重受している。とはいえ宏教は最寛の晩年（七十七歳）の弟子であり、灌頂から三年後に最寛が没している。二十七歳の若さで師を亡くし、引継する者もおらず、公請に呼ばれることもなかった。建保六年（二二八）に光覚に伝法灌頂をささげることが、光覚はその翌年に死没している。その後、能禅・嚴遍に西院流の伝法灌頂を行ったが、宏教は京都で不遇をかこった。そこで行き詰まりを打破すべく、寛元元年（二四三）に鎌倉に下向した。そして、大門寺で定清と能海に両部の印可を授け、その功をたたえて「將軍頼経御拳」によって権律師に補されている。宏教はその生涯において一度の公請もなければ、幕府祈禱にも従事していないが、西院流の名僧としての活躍を期待され、権律師に任じられたのだ。そして鎌倉の無量寿寺（無量寿院とも）の住持となつて、定証・良祐・遍瑜・成遍（元瑜など多数に印可・灌頂をささげた。付弟は保寿院流が一八名、西院流が一四名である。宏教は遺身院守海と同様、鎌倉真言派の展開に大きな影響を及ぼした学僧である。

その弟子の能禅法印権大僧都（二〇四～八九）は右中弁藤原為親の孫で、為成の子である。⁽⁸⁶⁾ 公名は弁で、初名は元遍である。宏教の灌頂資であり、宏教付法の随一と讃えられた。東寺定額僧で、貞応二年（二二三）に安居頭をつとめた。嚴遍より随心院流を受法したが、寛喜二年（二三〇）に宏教から西院流の伝法灌頂をうけた。天福元年（二三三）には東寺小灌頂阿闍梨を勤仕して已灌頂となり、寛元元年（二四三）には権少僧都として東寺結縁灌頂に参じている。また寛元四年正月には御室道深による法性寺莊嚴藏院での如法愛染王法の伴僧

をつとめているが、翌年の宝治元年（一二四七）十二月には鎌倉の大御堂谷で盛んに聖教を書写しており、この頃に鎌倉に下向したことが分かる。師の宏教から誘われたと思われる。建長二年（一二五〇）に宏教の伝法灌頂の職衆をつとめたが、その後、帰洛して建長四年に東寺金堂供僧に補された。建長五年より再び関東に赴いて宏教の補佐をした。宏教が亡くなると、正嘉二年（一二五八）より金沢称名寺などで弁譽や性海らに伝法灌頂をさづけ、建治三年（一二七七）二月には佐々目公寛に伝法灌頂を授けた。東西を往還しながら活動を続けていたが、同年八月には京都に戻って東寺年預となり、これ以降、東寺大悲心院を拠点に授法活動を行った。弘安五年（一二八二）には朝廷の命で東寺西院で異国降伏祈禱を勤修している。伝法灌頂は三五名、印可は一人にのぼっており、弟子の亮禪は東寺に宝菩提院をひらいた。最晩年に伝法灌頂を授けようとした時、公寛がわざわざ上洛して能禪を補佐しており、公寛と能禪とのつながりが深かったことを物語っている。

能海法印権大僧都（一二三四〜？）は村上源氏の出身で、中納言雅頼の孫であり、民部大輔頼房（仲能）の息である。⁽⁸⁷⁾公名は祖父ゆかりの中納言で、初名は房親である。寛元元年（一二三三）十一月に鎌倉大門寺で宏教から両部印可をうけたのが、今のところ史料の初見である。建長二年（一二五〇）に定清より伝法灌頂をうけ、正元年（一二五九）には死没直前の良全より三宝院流の印可をうけ、さらに能禪・勝円から西院・金剛王院流の印可をうけている。この間、定清・宏教の伝法灌頂に職衆として盛んに参仕して、二人を補佐した。正嘉元年（一二五七）に東寺小灌頂阿闍梨をつとめて已灌頂となり、翌年六月の勝長寿院供養には職衆三〇口の一人として出仕した。その後、京都に戻ったが、弘安三年（一二八〇）より明王院や大門寺で性海・能宝らに盛んに伝法灌頂を授けている。さらに、弘安十一年からは高野山で聖濟らに伝法灌頂を行っており、鎌倉と高野山を往還し

て活動を展開した。その付法は一三名にのぼる。正応三年（二二九〇）、頼助から頼演への伝法灌頂では筆頭職衆として参じるなど、頼助の側近としても活動した。頼助の没後は、益助による伝法灌頂に筆頭職衆として参じている。

幕府祈禱にも活躍し、弘安十年の鶴岡十壇供で愛染王供を、正応二年・正応四年・正応六年には鶴岡十壇護摩・二十壇護摩を勤修し、さらに正応五年に異国降伏祈禱も行った。鎌倉での所職は不明であるが、明王院に住坊があったのは確実であり、また大門寺でも盛んに伝法灌頂を行っている。そのことからすれば、明王院の供僧か、別当であったと思われる、定清の没後に大門寺別当となった可能性もある。また、能書家であったため、弘安二年・三年、安達泰盛らが高野板を開板したときには、能海がその板下を書いている。高野山とのつながりが深く、幕府が高野の天野社に神物を奉納した時には、能海がそれを仲介した。和歌にもすぐれ、『新後撰和歌集』『玉葉和歌集』や『東撰和歌六帖』に入集されている。

以上、随心院流を中心に、鎌倉中期における鎌倉真言派の学僧について検討してきた。本稿は地味な考証にすぎないが、しかし鎌倉幕府や鎌倉仏教像の問い直しは、この作業の彼方に浮上してくるはずだ。

注

- (1) 玉島実雄『随心院略史』（随心院、一九三八年）、上島享「随心院と随流の確立」（荒木浩編『小野随心院所蔵の密教文献・図像調査を基盤とする相関的総合的研究とその探求』二〇〇四年度大阪大学文学研究科共同研究報告、二〇〇五年、以下『荒木共研報告書A』と略称）、榎田良洪『真言密教成立過程の研究』（山喜房佛書林、一九六四年）
- (2) 『諸門跡譜』（『群書類従』第五輯一四八頁）。『真言烈祖表白集』（『続群書類従』第八輯上、三九一頁）は顕蔽の死を

治承五年八月十四日とするが、同年十月に顕嚴から親嚴への伝法灌頂が行われていることから、本稿では『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一四五頁）、「随心院流血脈」（『荒木共研報告書A』随心院聖教五二箱三六号影印）に従い、寿永二年（一一八三）死没説をとった。

- (3) 『尊卑分脈』第四篇九七頁、『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一六三頁）、「東寺長者補任」（『続々群書類従』第二、五八五頁）、醍醐寺本『伝法灌頂師資相承血脈』（『醍醐寺文化財研究所研究紀要』一、以下『醍醐本血脈』と略称）、伝法灌頂血脈（鎌倉遺文）一三三九六七号）、寛喜元年五月十九日官宣旨（『同』三八三四号）、「小野方血脈抄」（湯浅吉美『東寺観智院金剛藏「小野方血脈抄」（杲宝撰）の調査報告と翻刻』〈成田山仏教研究所紀要〉三六、二〇一三年）、『明月記』天福元年七月一日条、網野善彦『中世東寺と東寺領莊園』（東京大学出版会、一九七八年、一〇四頁）
- (4) 寛喜元年五月十九日官宣旨（鎌倉遺文）三八三四号）、『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五八一頁）、『東宝記』（『同』第二二、一六三頁）
- (5) 『承久三年四年日次記』（『大日本史料』第五編一、二四一頁）、『吾妻鏡』承久三年十月十三日条
- (6) 上島亨『随心院と随流の確立』（『荒木共研報告書A』）、野沢血脈集（『真言宗全書』第三九卷三五四頁）
- (7) 拙稿『大穢法院』（『訳注日本史料 寺院法』集英社、二〇一五年、一〇七五頁）、『満濟准后日記』応永三十三年正月二日条
- (8) 『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五七六頁・五七七頁・五八三頁）、『東宝記』（『同』第二二、一〇八頁）、『東寺長者御祈賞記』（『続群書類従』第三五輯二八五頁）、康応元年十一月二十一日寛法僧正拏状（『大日本古文书 醍醐寺文書』一九四八号）
- (9) 『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷二二二頁）、『醍醐本血脈』、『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五七六頁・五八五頁・五九一頁）、建保四年・貞応四年後七日御修法修僧等交名（『大日本史料』第四編一三、九九九頁、『同』第五編二、二二六頁）、『御産御祈目録』（『続群書類従』第三三輯下、四八〇頁・四八二頁）、『五壇法日記』

- (10) 『同』第二六輯上、八五頁)。なお、厳海の伝法灌頂については、『建仁元年(一一〇二)十二月とする』『血脈類集記』の記載に従ったが、「于時律師、年二十九」とあるのが不審である。承元四年(一一二〇)に親嚴が修した五壇法伴僧の勲賞の譲りで厳海が権律師に補されており(『五壇法日記』)、建仁元年の時点で厳海が権律師でないことは明らかである。一方、『醍醐本血脈』は「一四唐橋三位堂、年卅九」と記しており、これを承元四年の伝法灌頂と解すれば、「于時律師」の矛盾は解決する。ただしその場合は、厳海の伝法灌頂は、厳遍・俊嚴・顕幸より後れることとなる。本稿ではとりあえず、『血脈類集記』の「于時律師」を誤記と解し、建仁元年(一一〇二)に伝法灌頂をうけた、とした。
- (11) 小野翠「竹御所と石山尼」(平雅行編『公武権力の変容と仏教界』清文堂出版、二〇一四年)
- (12) 『明月記』天福二年八月二十五日条、文暦二年閏六月二十三日条
- (13) 『明月記』天福二年七月十二日条
- (14) 『五壇法日記』(『統群書類従』第二六輯上、八七頁)
- (15) 『五壇法日記』(『統群書類従』第二六輯上、八八頁)、「如法尊勝法勤例注進写」(随心院聖教七七函四七号)
- (16) 『文暦二年後七日御修法修僧等交名』(大日本史料)第五編九、八一六頁、『吾妻鏡』文暦二年六月二十九日条、七月十八日条、嘉禎三年六月十一日条、六月二十二日条・二十三日条、延応元年四月十五日条、十一月二十日条、『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五八八頁)
- (17) 『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五九〇頁)、延応二年後七日御修法修僧等交名(『大日本史料』第五編一二、六九〇頁)、『吾妻鏡』延応二年四月十日条、延応二年教王護国寺西院御影供始行次第(『鎌倉遺文』補遺東寺九六号)、『護持僧次第』(『統群書類従』第四輯上、四〇八頁)
- (18) 『建長二年三月三日厳海讓状』(随心院文書、『大日本史料』第五編三三、五一頁)
- (19) 榎田良洪氏は、明王院の初代別当定豪が嘉禎二年に上洛した後、厳海が明王院別当になったと推測している(『同』『真言密教成立過程の研究』四九六頁)。
- (20) 『尊卑分脈』第一篇八九頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷・三九九頁・二四五頁)、『醍醐本血脈』、建長二

年三月三日嚴海讓狀(隨心院文書、『大日本史料』第五編三三、五一頁)、『東寺長者補任』(『続々群書類從』第二、五九六頁)、建長二年後七日御修法修僧等交名(『大日本史料』第五編三三、五一頁)。また永塚昌仁「鎌倉殿護持僧についての一考察」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』八号、二〇〇七年)を参照。

(20) 『野沢血脈集』(『真言宗全書』第三九卷三五四頁)。拙稿「鎌倉期隨心院の史料紹介―権少僧都成宣款状写」『靜嚴僧正二間初参記』―(『荒木浩編』『小野隨心院所藏の文獻・圖像調査を基盤とする相關的・総合的研究とその展開』平成十九年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究報告書、二〇〇八年、以下『荒木科研報告書B』と略称)では、宣嚴入滅前の鎌倉下向を否定的に捉えたが、本稿では嚴海讓狀をもとにその見解を修正した。

(21) 『尊卑分脈』第一篇九九頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二九九頁・二八〇頁)、『醍醐本血脈』、『醍醐寺新要録』七〇二頁(法藏館、一九九一年)、『東寺長者補任』(『続々群書類從』第二、六一三頁・六一七頁)、『門葉記』長日如意輪法五(『大正新脩大藏經 圖像部』第一一卷四九九頁)、『実躬卿記』正応四年六月十六日条、正応四年七月七日伏見天皇編旨(『鎌倉遺文』一七六四七号)、永仁七年正月日靜嚴前大僧正附属状(『同』一九九三九号)、『本朝高僧伝』『靜嚴伝』(鈴木学術財団編『大日本仏教全書』六九卷三三七頁)、『禪助大僧正記』正応五年正月三日条(内閣文庫)、上高亭「隨心院と隨流の確立」(『荒木共研報告書A』)、拙稿「鎌倉期隨心院の史料紹介」(『荒木科研報告書B』)

(22) 『吾妻鏡』文永三年六月二十四日条、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷三三九頁)

(23) 建長四年二月東寺供僧補任状(『鎌倉遺文』七四一四号)、曆仁元年・仁治三年・寛元元年・寛元三年・寛元四年東寺結縁灌頂所卷数(『同』補遺東寺八七号・一〇四号・一〇七号・一一二号・一一四号)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷三三九頁)。ちなみに北山僧正俊嚴(親嚴灌頂實、參議藤原俊經息、東寺二長老は、仁和寺相承院に住坊(北山本房)を持っており、隨心院の院務に關与した形跡は確認できない。

(24) 建長二年三月三日嚴海讓狀(隨心院文書、『大日本史料』第五編三三、五一頁)

(25) 『吾妻鏡』建長四年四月三日条

- (26) 建長四年九月十六日関東下知状案(『鎌倉遺文』七四七六号)、建長四年九月讃岐国司庁宣(『同』七四八〇号)
- (27) 『公卿補任』三条公貫建治元年条
- (28) 拙稿「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇巻、二〇〇〇年)
- (29) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二四六頁)、久遠寿量院別当次第(東寺宝菩提院三密藏聖教一七九函二二号、
柳田良洪『真言密教成立過程の研究』六六九頁)、『吾妻鏡』建長四年十一月二十二日条
- (30) 『吾妻鏡』建長六年六月十六日条、八月十一日条、建長八年九月三日条、文応元年八月八日条、弘長元年七月十日条、弘長三年正月十四日条、二月五日条、建長六年六月三日条
- (31) 『吾妻鏡』建長八年六月七日条、正嘉元年八月二十一日条、正嘉二年五月五日条、弘長元年二月二十日条、『夫木和歌抄』七八五六(『新編国歌大観』二巻一六)
- (32) 拙稿「鎌倉真言派と松殿法印―良基と静尊―」(『京都学園大学 人間文化研究』三五号、二〇一五年)、『吾妻鏡』文永三年六月二十四日条、『野沢血脈集』(『真言宗全書』第三九卷三五四頁)、『尊卑分脈』第一篇八九頁
- (33) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一六四頁・二二二頁)、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、五七三頁・五八三頁)、建保四年・五年・寛喜三年・文暦二年後七日御修法修僧等交名(『大日本史料』第四編一三、九四九頁、『同』第四編一四、二六二頁、『同』第五編六、一六六頁、『同』第五編九、八一四頁)、建永元年七月東寺安居終請定(『鎌倉遺文』補遺東寺四一号)。建保五年の太政官牒によれば、『同』補遺東寺五九号)、朝遍が東寺定額僧を辞退し、その後任として経嚴が補任されている。この経嚴は嚴海の灌頂資であるので、この朝遍が嚴瑜であると推認できる。そこから、これ以前に東寺関係史料に登場する「朝遍」を嚴瑜と判断した。
- (34) 『醍醐本血脈』、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二二頁)、『吾妻鏡』延応二年正月二十日条、寛元二年五月二十九日条、宝治元年四月二十五日条。なお光宝については、拙稿「鎌倉中期における鎌倉真言派の僧侶―良瑜・光宝・実賢―」(『待兼山論叢』史学篇四三三号、二〇〇九年)を参照。
- (35) 『尊卑分脈』第一篇二三三頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一六四頁・二三二頁・二三六頁・二三七頁・

- 二四五頁）、『醍醐本血脈』、嘉祿二年十二月二十九日大政官牒（『鎌倉遺文』補遺東寺七三三号）、安貞三年・寛喜三年・天福二年・建長二年後七日御修法修僧等交名（『大日本史料』第五編四、九四九頁、『同』第五編六、一六六頁、『同』第五編九、四七五頁、『同』第五編三三、一三三頁）、『平戸記』仁治元年十二月三十日条、『報恩院入壇資』（『続群書類従』第二六輯上、三七四頁）、『明月記』天福元年八月三日条、『宗尊親王百五十番歌合 弘長元年』一四七等（『新編国歌大観』一〇卷七五）、『続古今和歌集』九一四（『同』一卷一一）、『続拾遺和歌集』四九五（『同』一卷一一）
- (36) 『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一六四頁・二二二頁・二二三頁）、『醍醐本血脈』、建長七年十一月十七日関東御教書（『鎌倉遺文』七九三二号）、正元元年十月二十七日関東御教書（『同』八四一九号）、建保五年五月十八日大政官牒（『同』補遺東寺五九号）、安貞三年・寛喜三年・天福二年・延応二年後七日御修法修僧等交名（『大日本史料』第五編四、九四九頁、『同』第五編六、一六六頁、『同』第五編九、四九九頁、『同』第五編一一、六九〇頁）、『平戸記』仁治元年十二月三十日条、『吾妻鏡』正嘉元年十月一日条
- (37) 『尊卑分脈』第二篇三三頁、『血脈類集記』（『真言宗全書』第三九卷一六四頁・二二二頁・二二五頁）、『醍醐本血脈』、建保四年・五年・寛喜三年・文暦二年・延応二年・宝治三年後七日御修法修僧等交名（『大日本史料』第四編一三、九四九頁、『同』第四編一四、二六二頁、『同』第五編六、一六六頁、『同』第五編九、八一四頁、『同』第五編一二、六九〇頁、『同』第五編二九、一一頁）、『吾妻鏡』嘉禎三年六月二十二日条、『平戸記』仁治元年十二月三十日条、『光明峯寺殿伝法灌頂記』（『続群書類従』第二六輯上、四四五頁）、『東寺長者拜堂記』（『同』第二六輯下、四九三頁・五〇〇頁）
- (38) 成恵については、拙稿「将軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」（『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九年）のほか、『師資相承血脈』乾四二（東京大学史料編纂所写本四一六―一三〇）、『尊卑分脈』第二篇六九頁を参照。
- (39) 『平戸記』仁治元年十二月三十日条、『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五九七頁）
- (40) 嘉禎四年結縁灌頂記（『門葉記』勤記二（『大正新脩大藏経 凶像部』第一二卷三三一頁））、『五壇法日記』（『続群書類従』第二六輯上、九〇頁）。なお、誕生祈禱に従事した僧侶が護持僧となったものとしては、道玄の例がある。道

女は後宇多の誕生祈禱にかかわった後、今宮護持僧、東宮護持僧、天皇護持僧、院護持僧と終生にわたって後宇多の護持僧として活動した(拙稿『青蓮院の門跡相論と鎌倉幕府』(『延暦寺と中世社会』法藏館、二〇〇四年)。

- (41) 『尊卑分脈』第四篇六九頁、『菅原氏系図(その2)』(『統群書類従』第七輯下、一三頁)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一五六頁)、『醍醐本血脈』、承久三年・貞応元年東寺結縁灌頂所卷数(『鎌倉遺文』補遺東寺六五号・六六号)、『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五七九頁)、『民経記』安貞二年十月二十六日条、安貞三年後七日御修法請僧交名(『大日本史料』第五編四、九九九頁)、『吾妻鏡』嘉禎三年六月二十二日条。ただし、伝法灌頂をうけた年を『血脈類集記』は建久元年十一月二十二日とし、『醍醐本血脈』および『大日本史料』(第四編一〇、六二七頁)所引の『血脈類集記』は建永元年十一月二十二日とする。『血脈類集記』、『醍醐本血脈』はともに伝法灌頂の早い者から受者の記事を記載しており、賢長は宗厳の灌頂資の末尾に登場する。もしも建久元年の灌頂であれば、賢長は宗厳の灌頂弟子の最初ということになり、配列に齟齬が生じる。ただし、伝法灌頂の時に師の宗厳は権律師であったとする『血脈類集記』の記事からすれば、建久元年説も十分に可能性があるが、賢長の事跡の空白があまりに長くなるため、本稿では建永元年説を採用した。

- (42) 横内裕人『仁和寺御室考』(同『日本中世の仏教と東アジア』塙書房、二〇〇八年)、真木隆行『道法法親王起請』(『訳注日本史料 寺院法』九八四頁)

- (43) 『尊卑分脈』第一篇三三二頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一七〇頁・一七七頁・一八八頁・一九三頁・二二八頁)、『仁和寺諸院家記』(『群書類従』第四輯七・一七頁)、『仁和寺諸堂記』(同『第二四輯一八四頁)、『御室相承記』(『仁和寺史料 寺誌編一』九三頁)、『御産御析目録 元永二年(建武四年)』(『統群書類従』第三三輯下、四八〇頁)、『光台院御室伝』(同『第八輯上、五五頁)、『五壇法日記』(同『第二六輯上、八一頁)、建保七年後七日御修法請僧交名(『大日本史料』第四編一四、九五二頁)、『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、五八三頁)、諸院宮追善曼荼羅供讚衆例書上(『鎌倉遺文』一一一九三号)、『吾妻鏡』文暦二年六月二十九日条。後鳥羽院の側近であった長厳が忠遍に勸賞を譲ったのは、長厳の息清厳が良遍の弟子となっていることが関係している。また、忠遍から理

智院を相承した舎弟の隆澄は、建長八年八月の伝法灌頂を秘密莊嚴院でおこなったが、正嘉元年四月以降は理智院で伝法灌頂を行っている(『血脈類集記』二四四頁)。忠遍はこの間に亡くなり、隆澄が理智院を相承したと考えるべきだろう。なお、円意については拙稿「鎌倉寺門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四九卷、二〇〇九年)、良信については拙稿「平泉惣別当に関する基礎的考察」(『京都先端科学大学 人間文化研究』四三号、二〇一九年)を参照されたい。

- (44) 『孔雀経御修法記』 承安二年(寛元三年) (『統群書類従』第二五輯下、三八〇頁)
- (45) 『吾妻鏡』 嘉禎三年六月二十二日条、延応元年十一月二十一日条、延応二年正月十七日条、寛元二年正月八日条、六月三日条、門葉記』五壇法四(『大正新脩大藏経 図像部』第一卷三六三頁)、『五壇法記』(東寺文書丙号外二二)、『五壇法日記』(『統群書類従』第二六輯上、九〇頁)、『仁和寺諸院家記』(『群書類従』第四輯七二五頁)
- (46) 『尊卑分脈』 第一篇二八六頁、第二篇三三頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二二頁・二三七頁・二三九頁・二四五頁・二五八頁・二六九頁・二七三頁・二七六頁)、『醍醐本血脈』、『久遠寿命院別当次第』(榎田良洪『真言密教成立過程の研究』六六九頁)、『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、六一二頁)。なお、建仁二年の後鳥羽院の移徙記録に、能嚴の養父「済基(能登)」が見えている(『圖書寮叢刊』仙洞御移徙部類記』上、一三四頁)。
- (47) 『弘安四年異国御祈禱記』(『統群書類従』第二六輯上、一七七頁)、鶴岡叢書『鶴岡社務記録』一三頁・一四頁、『親玄僧正日記』正応六年正月十日条、永仁二年十月二十一日(『内乱史研究』一五号・一六号、一九九四年・九五一年)、『伝法灌頂記(上乘院宮)』(『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』金沢文庫御流聖教。勉誠出版、二〇〇〇年、一九二頁)、『鶴岡八幡宮年々修法記』(東寺宝菩提院三密藏聖教一八二函五号)。なお播磨局については湯山学「北条貞時の思入・播磨局浄泉」(同『相模国の中世史』上)一九八八年、私家版)を参照。
- (48) 増補史料大成『伏見天皇日記』正応五年二月二十六日条、拙稿「定豪とその弟子―鎌倉真言派の成立・展開―」(『京都先端科学大学 人間文化研究』四五号、二〇二〇年)
- (49) 『尊卑分脈』 第一篇二八六頁、第二篇二三頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二五八頁・二六九頁・二七三

頁・二七五頁)

(50) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二五八頁・二七九頁)、「久遠寿命院別当次第」(榎田良洪『真言密教成立過程の研究』六六九頁)、鶴岡叢書『鶴岡八幡宮諸職次第』三五頁・七七頁・一九八頁・二二四頁、「随心院流血脈」(『荒木共研報告書A』随心院聖教五二箱三六号影印)。なお鑑蔵については拙稿「鎌倉幕府の将軍祈禱に関する一史料」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四七巻、二〇〇七年)を参照。

(51) 『系図纂要』小槻氏(名著出版、一四冊一五四頁)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二二頁・二二九頁・二四五頁)、『醍醐本血脈』、「随心院流血脈」(『荒木共研報告書A』六三頁)、『大乘三論大義抄』奥書(『大日本史料』第五編一三、九九九頁)、「東寺長者拜堂記」(『同』五編二九、一九六頁)、建長元年九月七日宣嚴款状(『同』五編三一、一九二頁)、建長二年後七日御修法修僧等交名(『同』第五編三三、二三三頁)、寛元三年十二月二十四日東寺結縁灌頂所巻数(『鎌倉遺文』補遺東寺一一二号)、『勘仲記』弘安十一年三月二十七日条、『伝燈広録』後巻五(『統真言宗全書』第三三卷五二四頁)、玉島実雄『随心院略史』八三頁、『人家和歌集』一五四(『新編国歌大観』六卷一五)、『雨言雜秘記』書写奥書(『統群書類従』第二五輯下、二八〇頁)、拙稿「鎌倉期随心院の史料紹介」(『荒木科研報告書B』)。なお『血脈類集記』は成宣の本名を「嚴宗」とするが、これは嚴杲の誤記である。随心院流には別に、中納言阿闍梨嚴宗(藤原隆宗息)があるので注意が必要である。

(52) 「随心院流血脈」は、禅空への伝法灌頂について「関東庄内場授印可、於東福寺伝受」と記しており、この人物が、平頼綱側近の律僧であった禅空の可能性がある。禅空については、『実躬卿記』正応四年五月二十九日条、森幸夫「平頼綱と公家政権」(『三浦古文化』五四号、一九九四年)を参照。

(53) 金沢文庫蔵「愛染王法」奥書(『神奈川県史』資料編二)中世二二四五号)

(54) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二六九頁)、『醍醐本血脈』、「随心院流血脈」(『荒木共研報告書A』)、建長二年後七日御修法修僧等交名(『大日本史料』第五編三二、二二三頁)、正元元年十月二十七日関東御教書(『鎌倉遺文』八四一九号)、弘安八年十月四日澄嚴供僧職讓状(『同』補遺一六九六号)、弘安八年十二月二十日関東

御教書(『同』一五七六五号)、正応五年某拳状(『同』一七九二八号)

(55) 『尊卑分脈』第三篇四九八頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一七二頁・一九九頁・二二〇頁・二三七頁)、

『醍醐本血脈』、『遍智院僧正入壇資』(『統群書類従』第二六輯上、四〇二頁、『報恩院入壇資』(『同』第二六輯上、

三七〇頁・三七四頁)、『三宝院伝法血脈』(『同』第二八輯下、三五二頁)、『東寺長者補任』(『統々群書類従』第二、

五九三頁)、『平戸記』寛元二年八月二十五日条、『醍醐寺新要録』七二二頁。守海は文永三年正月七日に亡くなつて

いるが、『吾妻鏡』がその年齢を六十二歳とするのに対し、『血脈類集記』は六十歳とする。その場合、生年は一二〇

五年または一二〇七年ということになるが、安貞二年の書写奥書で守海が二十四歳と記していることからすれば(『諸

尊要鈔』奥書(『大日本史料』第五編四、九一〇頁)、一二〇五年誕生で、六十二歳で亡くなったとするのが正しい。

なお、『鎌倉僧歴史典』「守海」は、守海が「成宝」から伝法灌頂を受けたとするが、これは成賢の誤りである。また、

憲深から重受して「醍醐寺無量寿院院主を継承した」とするが、憲深・守海ともに無量寿院の院主となつた事實はな

い。醍醐寺無量寿院の院主は元海―一海―雅海―全賢―浄真―真徹―俊誉で継承されており、寛元元年は真徹が醍醐

寺無量寿院の院主であつた時期である(『醍醐寺無量寿院々務法流相承』東京大学史料編纂所影写本「三宝院文書」第

三回探訪二五、『醍醐寺新要録』六七〇頁)。

(56) 光宝の鎌倉での瀉瓶となる定憲は、この時期は定豪に扈從して京・鎌倉を往還しており、光宝の補助はできなかつ

た(拙稿「定豪とその弟子」(『京都先端科学大学 人間文化研究』四五号)。

(57) 拙稿「両箇大法」(『訳注日本史料 寺院法』一〇七九頁)

(58) 『吾妻鏡』延応二年正月十七日条、寛元二年正月十二日条、六月三日条、『五壇法日記』(『統群書類従』第二六輯上、

九〇頁)

(59) 林文子「『報物集』にみる報恩院憲深」(稲垣栄三編『醍醐寺の密教と社会』山喜房佛書林、一九九一年)、西弥生

『中世密教寺院と修法』(勉誠出版、二〇〇八年、一七八頁・二〇七頁)、巽昌子「醍醐寺の相続にみる院家・寺家の

関係の変化」(『お茶の水史学』五九、二〇一六年)、同「醍醐寺における院家の役割」(『東京大学史料編纂所研究紀

- 要』二八、二〇一八年)、同「醍醐寺三宝院と座主職の相承」(『比較日本学教育研究部門研究年報』一四、二〇一八年)、同「付法状の役割と作成意義」(『日本史研究』六七一号、二〇一八年)、同「醍醐寺報恩院における法流と院家の相承」(『お茶の水女子大学人文科学研究』一五、二〇一九年)、寛元二年五月日醍醐寺衆徒等重解(『鎌倉遺文』六三二六号)
- (60) 寛喜三年八月二十日成賢等坊地讓状案(『鎌倉遺文』四一八〇号)、寛喜三年八月二十八日成賢讓状案(『同』四一九二号~四一九四号)、寛喜三年九月日成賢置文案(『同』四二二五号)
- (61) 『醍醐寺新要録』七四三頁、(建長三年)六月六日後嵯峨院宣(『大日本史料』第五編三五、二二六頁)
- (62) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二三頁)。実賢については、拙稿「鎌倉中期における鎌倉真言派の僧侶」(『待兼山論叢』史学篇四三二号)、同「定豪とその弟子」(『京都先端科学大学 人間文化研究』四五号)を参照されたい。
- (63) 建武四年十二月醍醐寺報恩院所司等訴状(『大日本古文書 醍醐寺文書』四六三三号)、元亨二年四月日隆舜申状案(『同』三七二号)、永仁三年八月日親玄款状案(『正嫡相承秘書』第四八紙、東京大学史料編纂所謄写本、請求記号二〇一六―四七八)
- (64) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二七頁)
- (65) 上野勝久「鎌倉佐々目遺身院の指図について」(『金沢文庫研究』二九二号、一九九四年)、『鎌倉院寺事典』「遺身院」(有隣堂、一九八〇年)
- (66) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二七頁)、『吾妻鏡』寛元四年閏四月二日条、宝治元年三月二十日条、五月十三日条、宝治二年三月二十九日条、正嘉二年三月二十三日条、榊田良洪「真言密教成立過程の研究」六五六頁
- (67) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二六七頁)、永仁四年二月二十三日頼助讓状案(『鎌倉遺文』一九〇〇五号)。つまり鎌倉の代表的な法華堂は五つあった。源頼朝法華堂、北条義時法華堂、そして政子・実朝を祀った二位家・右大臣家法華堂があり、さらに経時らを祀った佐々目谷法華堂である。
- (68) 拙稿「大饑法院」(『訳注日本史料 寺院法』一〇七五頁)

- (69) 『親玄僧正日記』 永仁二年十二月十七日条(『内乱史研究』一六号)
- (70) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷・三三八頁・二七二頁)、鶴岡叢書『鶴岡社務記録』一三頁、弘長三年七月四日信成権律師讓狀(『鎌倉遺文』八九七二号)、法助置文案(『同』一五一四号)、金正文「動揺する仁和寺御室」(『公武権力の変容と仏教界』)
- (71) 弘長三年七月四日信成讓狀案(『鎌倉遺文』八九七二号)、『血脈鈔』野沢(『続真言宗全書』第二五卷六一頁)
- (72) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷・三三二頁・二三三頁・二四七頁・二六七頁・二七二頁)、『真言附法本朝血脈』(『続真言宗全書』第二五卷一九頁)、『西院血脈』(『同』第二五卷二〇九頁)、『弘安四年異国御祈禱記』(『続群書類従』第二六輯上、一七六頁)、『親玄僧正日記』正応六年正月十日条(『内乱史研究』一五号、一九九四八年)、『鶴岡八幡宮年々修法記』(東寺宝菩提院三密蔵聖教一八一函五号)
- (73) 良瑜については、拙稿『鎌倉中期における鎌倉真言派の僧侶』(『待兼山論叢』史学篇四三号)を参照。良瑜の父の九条良輔については樋口健太郎「八条院領の伝領と八条良輔」(『同』中世王権の形成と撰閲家』吉川弘文館、二〇一八年)を参照。
- (74) 定清については、拙稿『定豪とその弟子』(『京都先端科学大学』人間文化研究』四五号)を参照されたい。
- (75) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷・二一〇頁)、『門葉記』尊勝陀羅尼供養一(『大正新脩大蔵経』図像部』第一卷五二〇頁)
- (76) ただし、後述するように、師の能禪が高齢であったため、公寛は正応二年に一時的に上洛して明尊への伝法灌頂を補佐している(『西院血脈』(『続真言宗全書』第二五卷・二二頁))。
- (77) ここで道宝について触れておく。道宝大僧正(一一二四～八一)は、左大臣九条良輔の子である。顕密併修の僧侶で、勸修寺成宝のもとで入室・出家し、文暦元年(一一三六)維摩会講師をつとめ、嘉禎三年(一一三七)に勸修寺長吏に任じられた。その後、一時、勸修寺檢校聖基の指示で長吏を勝信(九条道家息)に譲ったが、文応元年(一一六〇)に長吏に復任している。その道宝が、文永二年(一一六五)九月に鎌倉を訪れて、深兼・定祐・良兼らに伝法灌頂を授けると

ともに、良瑜から灌頂を重受した。道宝は後に東寺一長者・東大寺別当・大僧正・護持僧となるが、鎌倉を訪れた時は、道宝の生涯のなかで低迷していた時期であった。それだけに、異母兄の良瑜から重受して安祥寺流の地位を固めるとともに、良瑜との交友を深めることで、幕府首脳との顔つなぎを期待したのであろう。道宝の鎌倉滞在は半年程度に過ぎなかったが、文永五年には権僧正・法務に任じられて法勝寺八講證義に登用されており、その後は順調に昇進を重ねている。『尊卑分脈』第一篇八七頁、『勸修寺長史次第』(『続群書類従』第四輯下、五一七頁)、安田弘仁翻刻「勸修寺別当長史補任等古記録」(『勸修寺論輯』二号、二〇〇五年)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二〇三頁・二〇八頁・二三六頁・二五六頁)、『明月記』天福元年五月五日条、『民経記』嘉禎三年十月十日条、『葉黄記』宝治二年八月一日条、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、六〇五頁・六〇八頁)などを参照。

(78) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二一頁・二三八頁・二五八頁)、『醍醐本血脈』、『遍智院僧正入壇資』(『続群書類従』第二六輯上、四〇〇頁・四〇六頁)、『醍醐寺新要録』五五二頁。経円父の高階経雅については、本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』(東京大学出版会、一九九五年、八二頁)を参照。なお、『鎌倉僧歴事典』は経円が寛喜三年に権大僧都に任じられたとするが、これは興福寺の経円と混同したものである。

(79) 『尊卑分脈』第三篇四六七頁、『系図纂要』藤原氏七(第二册五九〇頁)、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二一頁・二三七頁・二七三頁)、『醍醐本血脈』、『秘密灌頂密印言』奥書(『大日本史料』第五編三一、一五二頁)、『法流相承置文』(『同』第六編四五、二五五頁)、『覚禪鈔』奥書(醍醐寺文書一〇五函一号・二五号・七号)、『醍醐寺文書聖教目録』六卷、勉誠出版)、『秘要鈔』奥書(『神奈川県史』資料編一)中世七七七号。房暁については、拙稿「鎌倉寺門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四九卷)を参照。また仁木夏実「藤原永範考」(『大谷大学研究年報』五七、二〇〇五年)を参照された。

(80) 『尊卑分脈』第二篇一五五頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二一頁・二三二頁・二三七頁)、『報恩院入壇資』(『続群書類従』第二六輯上、三七四頁)、『吾妻鏡』正嘉二年六月四日条、寛元四年六月七日静尊讓状案(『鎌倉遺文』六七一一号)、建長二年十二月二十七日將軍家袖判下文案(『同』七二六〇号)、弘長三年七月四日信成讓状案

(同) 八九七二号)、文永二年十二月十七日將軍家政所下文(『同』九四六九号)。なお『尊卑分脈』は慶寛法印の真弟信成について「東大、僧都」と記しており、所屬と僧官位が本稿の信成と齟齬する。とはいえ、『血脈類集記』は信成を「輔慶寛法印真弟子」と記していることから、同一人物と判断した。なお、靜尊については、拙稿「鎌倉真言派と松殿法印」(『京都学園大学 人間文化研究』三五号)を参照。

(81) 『吾妻鏡』宝治元年四月二十五日条、「五壇類聚略記」(『大日本史料』第五編九、五九四頁、第五編一八、一五頁)。同時代に、東密の坊官の重尊、延曆寺快雅の弟子の重尊、興福寺の重尊がいるため、弁別に注意が必要である。なお、新宮については湯山学「散逸した鶴岡八幡宮新宮の文書」(同「鶴岡八幡宮の中世的世界」私家版、一九九五年)を参照。

(82) 鶴岡叢書『鶴岡八幡宮寺諸職次第』五一頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二三二頁・二三三頁・二三五頁)、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、六〇七頁)、『東宝記』(『同』第一二、一〇七頁)、聖教奥書(『神奈川県史』資料編一)中世二四三号)。なお、日本歴史地名大系『千葉県』「群房庄」や『鎌倉遺文』は弘安三年五月五日龜山上皇院宣で群房庄を安堵された「民部卿法印」を祐豪と解しているが、その当否は不明である(『鎌倉遺文』一三九五二号)。

(83) 鶴岡叢書『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一四頁・五二頁・八一頁、鶴岡叢書『鶴岡社務記録』一三三頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二三一頁・二四〇頁・二六五頁・二六七頁・二七〇頁・二七三頁・二七七頁)、『西院血脈』(『続真言宗全書』二五卷二〇九頁)、金沢文庫藏某聖教奥書(『神奈川県史』資料編一)中世二四三号)、『鶴岡八幡宮年々修法記』(東寺宝菩提院三密藏聖教一八一函五号)。ダイゴの会による『親玄僧正日記』の翻刻(『内乱史研究』一四号(一六号)については、本文のように、東京大学史料編纂所写真版で補訂した。親玄の日記は非常に読みにくいだけに、困難な翻刻に挑戦した同会に改めて敬意を表したい)。

(84) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二七〇頁・二七六頁・二七八頁)、『伝法灌頂記』(『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』金沢文庫藏御流聖教)一九〇頁)、鶴岡叢書『鶴岡八幡宮寺諸職次第』五二頁・八一頁・一六九頁、「五壇法記」(東寺文書丙外二二号)、『花園天皇日記』正慶元年五月二十二日条、『鶴岡八幡宮社務職次第』

(『群書類従』第四輯四八四頁)、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、六四七頁)、『東宝記』(『同』第二二、九七頁)、二条僧正坊道承代承賢目安案(『鎌倉遺文』二九六六九号)。また、拙稿「鎌倉幕府の將軍祈禱に関する一史料」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四七巻)を参照。なお、禪助の鎌倉下向については、『続現葉和歌集』(『群書類従』第一〇輯三四四頁)を参照。

(85) 『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一七二頁・一七六頁・二一九頁・二二二頁・二四六頁)、『西院血脈』(『続真言宗全書』第二五卷二〇六頁・二一六頁)、『血脈鈔・澤』(『同』第二五卷七三頁)、『東寺王代記』(『続群書類従』第二九輯下、六二頁・六六頁)。仁和寺御経藏聖教二六函(仁和寺史料 目録編(稿)一)には禅遍(宏教)の書写本が多くみえる。なお、金山穆韶「西院流に就いて」(『密教研究』四一、一九三一年)、真鍋俊照「禅遍宏教の動向」(『金沢文庫研究』二六五・二六六号、一九八一年)、甲田有畔「親王院本『西院流血脈』」(『高野山大学密教文化研究所紀要』一六号、二〇〇三年)を参照。『野沢大血脈』は宏教が師最寛の聖教を盗み書きしたため、坊中を追い出されて鎌倉に下向したと述べる(『続真言宗全書』第二五卷三九頁)。しかし最寛は承元四年に八十歳で亡くなっており、それから三〇年以上後の宏教の鎌倉下向を、この師弟不和が原因とするのは荒唐無稽に過ぎ、信をおけない。『鎌倉僧歴史典』「宏教」は「広沢流を鎌倉に伝えた功績があるが、本山の許可を得ていない活動なので評価の分かれる人物」と記すが、鎌倉時代の真言宗では、本山が伝法の許可を出すシステムにはなっておらず、この一文は適切ではない。

(86) 『尊卑分脈』第二篇一一二頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷二二〇頁・二二二頁・二二六頁・二四六頁)、『西院血脈』(『続真言宗全書』第二五卷二〇七頁・二四六頁)、『血脈鈔 野澤』(『同』第二五卷七三頁)、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、五七九頁・五八四頁・六一六頁)、『東宝記』(『同』第二二、一四五頁)、『民経記』文永四年九月二十四日条、建治三年八月十七日東寺年預能禪請文案(『鎌倉遺文』二二八一七号)、弘安五年十月日東寺異国祈禱請定(『同』一四七二一号)、寛元元年・文永三年・文永七年東寺結縁灌頂所巻数(『同』補遺東寺一〇七号・一五九号・一七四号)、『先徳略名口決』(『続群書類従』第二八輯下、三八七頁)、『東寺王代記』(『同』第二九輯下、

六三頁)、「護摩秘要」奥書(『大日本史料』第五編二四、二七八頁)、「如法愛染」奥書(『神奈川県史 資料編一』中世三八九～三九三号)など。

(87) 『尊卑分脈』第三篇五四一頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』第三九卷一九九頁・二二〇頁・二二一頁・二四六頁・二五九頁・二六八頁・二七七頁)、『西院血脈』(『続真言宗全書』第二五卷二〇七頁)、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、五九八頁)、『吾妻鏡』正嘉二年六月四日条、『親玄僧正日記』正応六年正月十日条、永仁二年十二月二十六日条(『内乱史研究』一五号・一六号)、『伝法灌頂記(上乘院宮)』(『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』金沢文庫御流聖教)一九〇頁)、『原中最秘抄』(『群書類従』第一七輯五一九頁)、弘安三年八月日安達泰盛開版願文(『鎌倉遺文』一四〇六九号)、正応六年二月二十二日関東御教書(『同』一八一五号)、金剛峯寺御影堂奉納御物文書(新定目録(大日本古文書『高野山文書三』五一二号)、『光明真言』奥書(『神奈川県史 資料編一』中世三九二号)、『鶴岡八幡宮年々修法記』(東寺宝菩提院三密藏聖教一八二函五号)、『水原堯榮著作選集』二卷 高野板之研究』(同朋舎、一九七八年、六九頁・一八八頁・六五二頁・六五四頁)、『新後撰和歌集』一二六一(『新編国歌大観』一卷一三)、『玉葉和歌集』一九八七(『同』一卷一四)、『東撰和歌六帖』三二七(『同』六卷一四)。なお、能海の生年を割り出す上で重要となるのが、二十七歳で定清から伝法灌頂を受けた年月日であるが、『血脈類集記』の記事に若干の混乱がある。『真言宗全書』本二三三頁は「改建長同二年」(『庚戌』二月二日(『庚戌』)と記しており、その直前に、宝治元年に印教が灌頂をうけた記事が掲載されていることから、能海の灌頂が宝治二年に行われたようにみえる。ただし、建長に改元されるのは宝治三年のことであり、「改建長」のルビと矛盾する。そこで干支に着目すると、建長二年は庚戌の年であり、その二月二日は戊戌にあたる。以上から、定清からの伝法灌頂を建長二年と判断し、能海の生年を一二二四年とした。

(追記) 本稿は令和三年度科学研究費助成「鎌倉真言派の展開と鎌倉幕府・朝廷の宗教政策」(課題番号一九K〇一〇〇七)の研究成果の一部である。